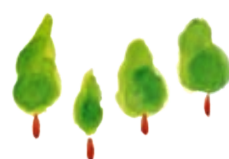
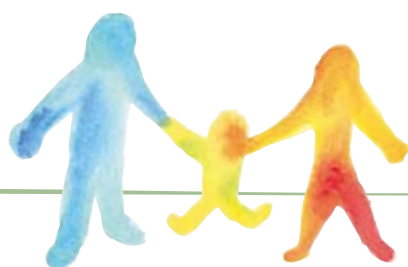


第4次吉田町総合計画

後期基本計画

2011  2015

人と人、心やすらぎ
健康で住みやすいまち
吉田町



平成 23 年 3 月

静岡県吉田町



ごあいさつ

「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち吉田町」を将来都市像として描いた第4次吉田町総合計画に基づくまちづくりが始まってから5年の歳月が経ちました。

まちの様相は移り変わるものですが、まちは時代のニーズと地域のニーズに応えられるか否かによって発展、あるいは衰退のいずれかの兆しをうちに宿します。吉田町は、前期基本計画によってうちに宿した発展の確かな兆しを、後期基本計画によって持続的なものとするように努めなければなりません。

これからのまちづくりは、まちづくりに関わる人々が協働の意識を醸成し、地道に合意形成を図りながらまちづくりのロードマップを見出し、対等な協力関係の下で各々の役割と責務を自覚しながら推し進めていくものでなければならず、町民の皆様のもちづくりに対する理解と参画を得なければ、これまでの前期計画で生まれた発展の確かな兆しを長期にわたり持続的なものにすることは難しいものと考えています。

先人が築き、我々が受け継いだ吉田町の発展を持続的なものとし、後人に誇りを持って渡すことができるよう、町民の皆様と手を携えて全力でもって走り抜きたいと思えます。

最後に、この計画を策定するにあたり、「住民意識調査」をはじめ「まちづくりタウンミーティング」や「団体ヒアリング」等を通して、皆様から貴重な御意見、御提案をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。

平成23年3月

吉田町長 田村典彦



第4次吉田町総合計画





第4次吉田町総合計画 ●●●●●

目 次

1 計画策定の趣旨	012
2 計画の性格	013
3 計画の期間	013
4 計画の構成	014

第1編 総 論

第2編 基本構想

第1章 将来フレーム 016

第1節 人口・世帯数 016

第2節 就業者数 017

第2章 まちづくりの基本方向 018

第1節 計画の基本理念 018

第2節 将来都市像 019

第3章 施策の大綱 020

第1節 健康・福祉 ((健康でいきいき暮らせるまちづくり)) 020

第2節 生活環境 ((安全で安心、快適なまちづくり)) 021

第3節 教育・文化・交流 ((心豊かな人を育むまちづくり)) 022

第4節 都市整備 ((自然と調和した、人にやさしいまちづくり)) 023

第5節 産業振興 ((魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり)) 024

第4章 基本構想推進に向けて ~まちづくり計画の推進~ 025

第1節 自律型行財政運営に基づくまちづくり 025

第2節 住民との協働によるまちづくり 025

第5章 土地利用の構想 026



第3編 基本計画



第4次吉田町総合計画後期基本計画施策体系 030

第1章 健康・福祉 ～健康でいきいき暮らせるまちづくり～ 034

第1節 誰もが健やかに暮らせる社会を実現する 036

- 1 健康づくり 036
- 2 医療 038

第2節 支えあい、ともに暮らせる社会を実現する 040

- 1 地域福祉 040
- 2 社会保障（国民年金・国民健康保険・介護保険・生活保護） 042

第3節 子どもが健やかに育つ環境をつくる 044

- 1 子育て支援 044

第4節 誰もが暮らしやすい環境をつくる 046

- 1 高齢者福祉 046
- 2 障害者（児）福祉 048





第2章 生活環境 ～安全で安心、快適なまちづくり～ 050

第1節 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める 052

- 1 地震・防災対策 052
- 2 治山治水対策 054
- 3 交通安全対策 056
- 4 暮らし安全 058
- 5 消防・救急 060

第2節 水環境の保全に取り組む 062

- 1 上水道 062
- 2 下水道・浄化槽・し尿処理 064

第3節 地球にやさしい循環型社会を構築する 066

- 1 環境衛生 066
- 2 ごみ減量・リサイクル 068
- 3 地球温暖化防止対策 070
- 4 環境学習・環境教育 072





第3章 教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～ 074

第1節 次代を担う人づくりを進める 076

- 1 幼児教育 076
- 2 学校教育 078
- 3 地域教育 080
- 4 青少年健全育成 082

第2節 心を豊かにする交流を活発化する 084

- 1 多文化共生 084
- 2 都市間交流 086
- 3 コミュニティ 088

第3節 心身の健康を保つ活動を推進する 090

- 1 生涯学習 090
- 2 スポーツ・レクリエーション 092

第4節 歴史を継承し魅力ある文化を育む 094

- 1 芸術文化・文化財 094

第4章 都市整備 ～自然と調和した、人にやさしいまちづくり～ 096

第1節 地域の特性に応じた良好な住環境を実現する 098

- 1 土地利用 098
- 2 住環境 100

第2節 安全で利便性の高い交通環境をつくる 102

- 1 道路交通網 102
- 2 生活交通 104

第3節 自然豊かな憩いの場を創出する 106

- 1 公園・緑地・水辺 106

第5章 産業振興 ～魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり～ 108

第1節 地域産業を育成・支援する 110

- 1 農業 110
- 2 漁業 112
- 3 商工業 114
- 4 観光 116

第2節 新産業を育成・支援する 118

- 1 新産業 118
- 2 企業誘致 120

第3節 就業対策を充実する 122

- 1 就業対策 122





第6章 基本計画推進に向けて ～まちづくり計画の推進～ 124

第1節 自律型行財政運営に基づくまちづくり	126
第1項 効率的な行財政運営を推進する	126
1 行財政	126
第2節 住民との協働によるまちづくり	128
第1項 住民に開かれた行政を推進する	128
1 高度情報化	128
2 情報公開	130
3 広報・広聴	132
第2項 一人ひとりが高い意識を持つ	134
1 住民参画	134
第3項 ともに生きる地域を実現する	136
1 男女共同参画・人権尊重	136
2 ユニバーサルデザイン	138

資料編



● 吉田町地域づくり推進委員会設置要綱	142
● 吉田町総合計画後期基本計画策定体制	143
● 吉田町総合計画後期基本計画策定の経過	144

總論



第4次吉田町総合計画

1 計画策定の趣旨

吉田町では、平成8年度を初年度とし、平成17年度を目標年度とした第3次吉田町総合計画を策定し、「創造的で調和のとれた産業のまち吉田町」を目指す都市の姿として掲げ、平成12年度に基本計画の見直しを行いながら、まちづくりを進めてきました。

今回、平成27年度を目標年度とした第4次吉田町総合計画を策定するにあたっては、日本経済の現状や住民の価値観・生活様式の多様化、少子化と高齢化の進展、地球環境問題の深刻化、高度情報化の進展などの社会情勢の変化への対応に加え、地方分権に伴う権限や税財源の移譲、市町村合併の進展などの自治体行政を取り巻く環境の変化への対応が求められてきています。

このような、かつてないほどの速さで変化し続ける社会経済情勢の中で、時代とともに変化する住民ニーズに応えるため、施策の再構築を行い、基本構想に掲げたまちづくりの基本理念及び将来都市像を具現化するための長期的な行政運営の指針として、第4次吉田町総合計画を策定します。





2 計画の性格

この計画は、地方自治法第2条第4項に基づき、吉田町の長期的な行政運営の方向を明らかにし、計画的な行政運営を進めるための指針となるものです。

計画策定にあたっては、住民意識調査、各種団体ヒアリング、まちづくりタウンミーティングなどを実施して住民の意見を取り入れたほか、国、県、広域圏等の計画との整合を図りました。

3 計画の期間

この計画は、平成 18 年度(2006 年度)を初年度とし、平成 27 年度(2015 年度)を目標年度とする 10 年間を計画期間とします。

基本計画については、近年の社会経済情勢などの急激な変化に対応するため、前期基本計画・後期基本計画に分け、より実情に合った施策を推進します。今回、平成 22 年度(2010 年度)を目標年次とする前期基本計画から、平成 27 年度(2015 年度)を目標とする後期基本計画に移行しました。



4

計画の構成

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。

**1 基本構想**

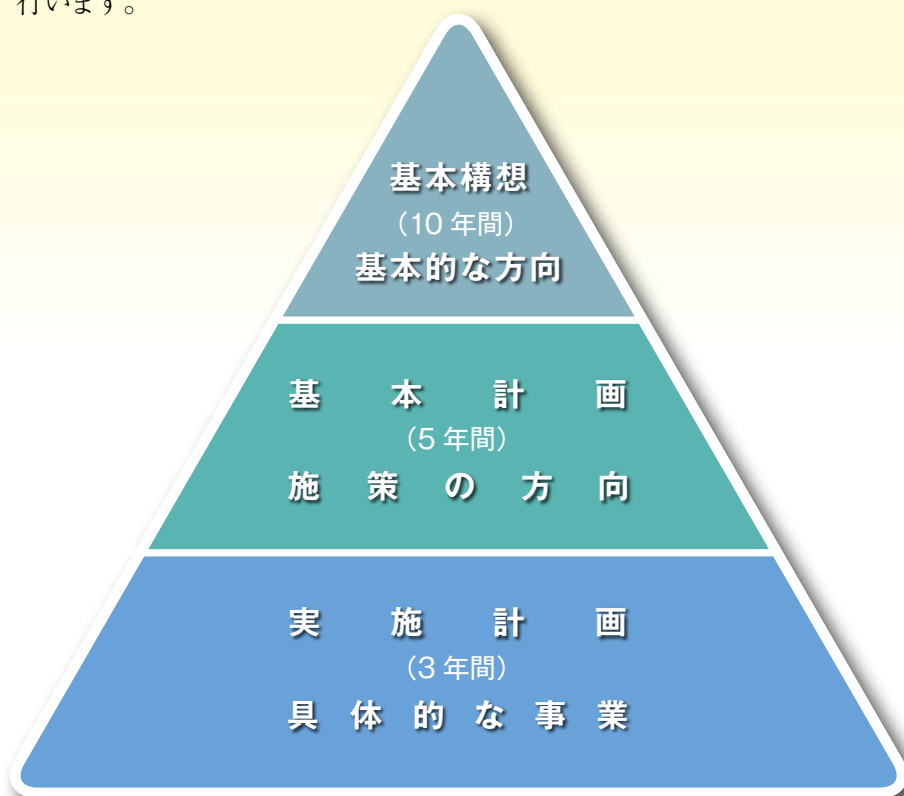
「基本構想」は、まちづくりの基本的な方向を示すものであり、目指すべき将来都市像やこれを実現するための施策の大綱などを明らかにしています。

2 基本計画

「基本計画」は、「基本構想」を実現するための施策の方向や具体的な施策を定めています。

3 実施計画

「実施計画」は、「基本計画」を実現するための具体的な事業について、財源の裏付けを持って定めるもので、計画期間を3年間とし、毎年ローリング（事業の実績及び計画策定後の社会経済・その他の情勢の変化に応じて修正、補正）を行います。



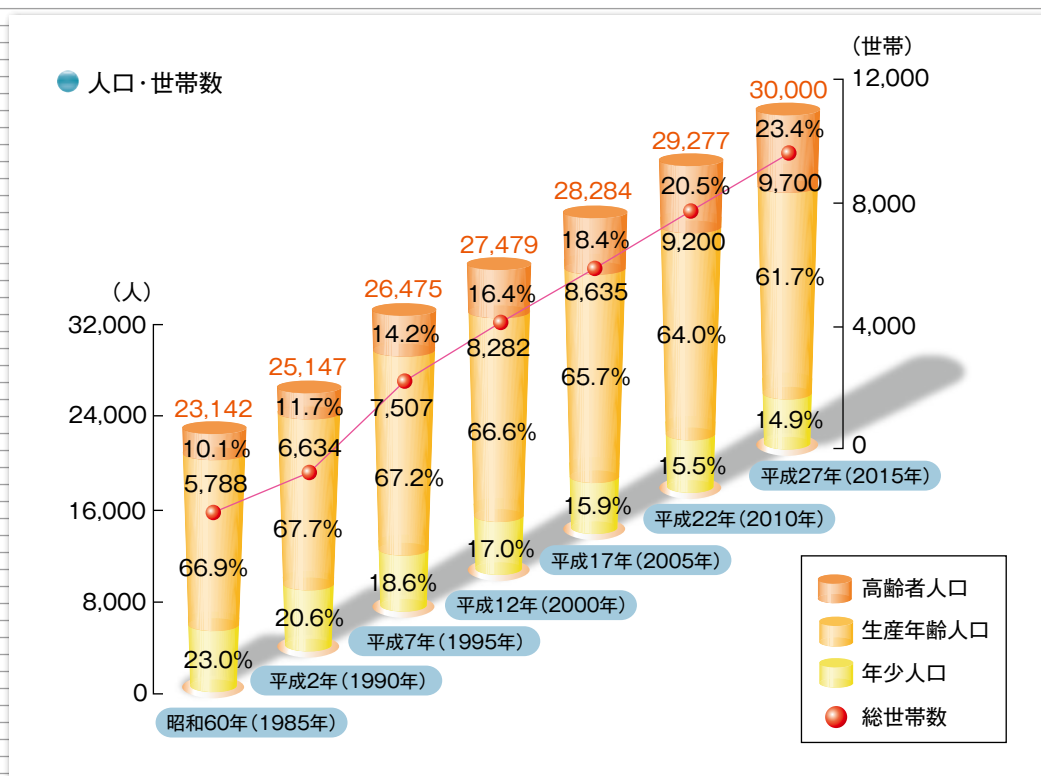
基本構想



第1節 人口・世帯数

計画の目標年次である平成27年(2015年)の吉田町の人口は30,000人、世帯数は9,700世帯と想定します。

年齢階層別では、年少人口(15歳未満)が14.9%、生産年齢人口(15～64歳)が61.7%、高齢者人口(65歳以上)が23.4%を占めるものと想定します。



- * 総人口は、平成17年4月1日現在の住民基本台帳をもとに、コーホート要因法により算出。(平成22年以降は推計値)
- * 世帯数は、国勢調査をもとに、曲線推計により算出。(平成17年以降は推計値)

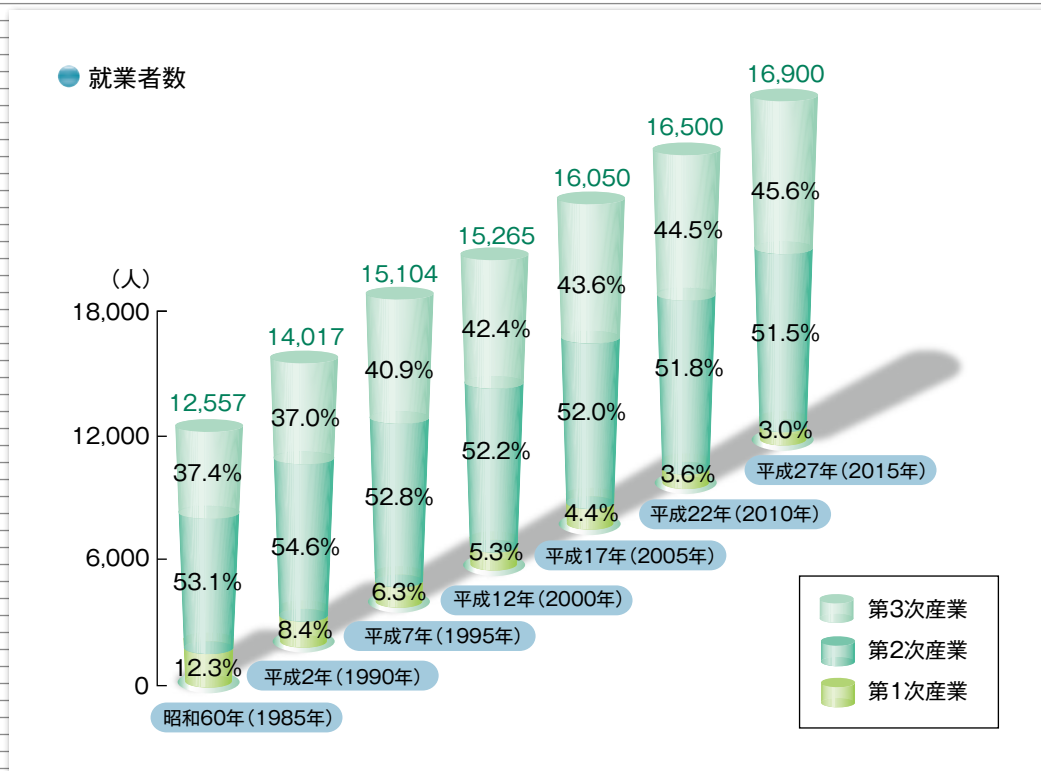
コーホート要因法：コーホートとは、同年(又は同期間)に出生した集団のことを指し(本推計では年齢5歳階級別)、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化(出生、死亡、社会移動)をもとに人口の変化を捉える方法です。



第2節 就業者数

平成 27 年の吉田町の就業者数は 16,900 人と想定します。

産業別では、第1次産業が 500 人、第2次産業が 8,700 人、第3次産業が 7,700 人と想定します。



* 就業人口は、国勢調査をもとに曲線推計により算出。
(平成 17 年以降は推計値)

第2章 まちづくりの基本方向

第1節 計画の基本理念

まちづくりの基本的な方向を定めるにあたり、その根幹をなす基本理念を次のように定めます。

- 誰もが健やかで、安心して暮らせる快適なまちづくり
- 心豊かな人を育み生かすまちづくり
- 地域の特性を生かした、
産業と都市機能が充実したまちづくり



第2節

将来都市像

人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町

国の進める行財政構造改革により国から地方へ税源が移譲され、本町の自主財源は増加する傾向にありますが、国庫補助金等の依存財源は減少するものと予想されます。

また、地方分権が進むことによって、町の権限も増える一方、守備範囲も拡大していくことから、地域の特性を生かした行財政運営を行うとともに、住民のコンセンサス（同意）を基本とした創意工夫に富んだ施策を展開しなければならない時期を迎えます。このため、住民一人ひとりが知恵を出し合い、自分たちのまちの将来を考えることができる環境を整備するとともに、地域住民との連携を強化してまちづくりを進める必要があります。

本町では、今後の少子化と高齢化の進展を踏まえ、誰もが「健康寿命」を延ばすことができ、元気な高齢者が子どもや青年などとともに、地域の中で活躍できる「地域福祉社会」となるよう、『誰もが健やかで安心して暮らせる快適なまちづくり』を目指します。

また、世代や国籍、性別や地域などを越えた人と人との交流やふれあいを通じて豊かな人間性を育み、生涯にわたる学習やスポーツ活動を通じて心身の健康を保っていけるよう、『心豊かな人を育み生かすまちづくり』を目指します。

そして、吉田町に住んでよかったと思えるような生活環境のもと、活発な経済活動を展開して物心両面の豊かさを実感できるよう、『地域の特性を生かした、産業と都市機能が充実したまちづくり』を目指します。

今後、こうした意識のもとでつくり上げようとするまちの将来像を「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町」とし、その実現を目指します。





((健康でいきいき暮らせるまちづくり))

1

誰もが健やかに暮らせる社会を実現する

住民自らが生活習慣病の発症や進行を防ぎ、「自らの健康は自分で創る」一次予防(疾病の発生そのものを予防すること)を積極的に推進し、健康的な生活を実現するための啓発を図るとともに、住民一人ひとりが生涯を通して各ライフステージにあった健康づくりを進めるための環境づくりを推進し、「健康でいitariあえるまちづくり」を目指します。

また、地域医療機関との連携を強化し、住み慣れた地域で必要な医療サービスが受けられるよう医療体制の充実に努め、誰もが健やかに暮らせる社会を実現します。

2

支えあい、ともに暮らせる社会を実現する

福祉や医療などの専門機関や事業者などとの連携を図りながら、より身近な地域福祉活動の基盤整備に努めます。

また、住民一人ひとりの福祉意識を高め、互いに助け合い、地域で支えあう地域社会の実現を目指します。

3

子どもが健やかに育つ環境をつくる

ライフスタイルの変化に伴う新しいニーズに合わせた保育サービスの提供や、相談窓口の設置、生活の場である地域での子育てなど、関係機関が連携して子育て支援に取り組み、地域全体で子育てを支える体制づくりを進め、次の世代を担う子どもが健やかに育つ環境をつくれます。

4

誰もが暮らしやすい環境をつくる

高齢者や障害者(児)が生活する上で必要とする各種福祉サービスの提供を図り、社会活動などへの積極的な参加を支援するとともに、生きがいを持ち暮らしやすい環境をつくれます。

第2節 生活環境

((安全で安心、快適なまちづくり))

1 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める

地震や台風などの自然災害への重点的な対策として、耐震施策や治山治水対策などを進めるほか、防火・防犯、交通安全などへの対策を充実し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2 水環境の保全に取り組む

暮らしに欠かせない水道水の安定供給を維持するとともに、水源の確保と監視を強化し、飲料水のより一層の質の向上と安全の確保に努めます。

大規模地震の対策としては、配水池等の改良とともに、導送水管の整備を進め、災害時にも水の確保ができるように災害に強い水道施設の整備を推進します。

また、安全で快適な生活環境づくりに向けて、地域の実情に応じた排水対策を推進するとともに、污水处理施設を整備し、水質の保全に取り組みます。

3 地球にやさしい循環型社会を構築する

地球温暖化を防止し、地球環境を保全するため、意識の高揚と体制づくりに住民、企業などと連携して取り組みます。

また、ごみの減量化や再資源化を進め、快適に暮らせる地球にやさしい資源循環型社会を構築します。





((心豊かな人を育むまちづくり))

1 次代を担う人づくりを進める

ゆとりのある、きめ細やかな教育環境の中で、愛情あふれる家庭教育と豊かな感性を育む幼児教育、一人ひとりの個性を伸ばす学校教育を推進し、家庭・学校・地域の連携により、次代を担う人づくりを進めます。

2 心を豊かにする交流を活発化する

人と人のつながりが深められるよう、世代を超えた交流や、地域に暮らしている外国人との交流を促進し、コミュニティ活動の活発化に努めます。

また、国内他都市との交流を検討する一方で、近隣市町との連携・交流を積極的に行い、海外都市との交流を進め、誰にも開かれた、心を豊かにする交流を活発化します。

3 心身の健康を保つ活動を推進する

生涯を通じて心身の健康を保ち、自己実現を図れるよう、学習やスポーツ・レクリエーション活動に対する多様な要望に応えます。

また、自らが学んだ成果やキャリアを地域に還元するシステムを整備するとともに、指導人材の育成、情報の提供、活動機会や場所などの充実を図り、心身の健康を保つ活動を推進します。

4 歴史を継承し魅力ある文化を育む

先人が築き伝え残してきた文化財や伝統行事の保護に努めるとともに、歴史民俗資料等を積極的に収集し活用を図りながら、貴重な歴史を継承します。

また、多彩な感性を磨く住民の主体的な文化活動を促進し、魅力ある文化を育みます。



第4節

都市整備

((自然と調和した、人にやさしいまちづくり))

1

地域の特性に応じた良好な住環境を実現する

地域の自然環境や景観に配慮しながら、均衡ある発展を図った計画的な土地利用を推進します。

また、住みやすい居住空間を実現するために、土地区画整理事業や公営住宅の整備を進めるほか、民間の秩序ある宅地開発を誘導するなど、地域の特性に応じた良好な住環境を実現します。

2

安全で利便性の高い交通環境をつくる

誰もが安全に道路を利用できるよう、幹線道路や生活道路の交通安全対策をより充実させ、利便性の高い道路環境整備を進めます。

また、住民の日常生活の利便性を確保するため、公共交通体系の整備方法を検討し、安全で利便性の高い生活交通環境をつくります。

3

自然豊かな憩いの場を創出する

地域の特色を生かした多様性に富んだ公園などの整備を進めるとともに、河川を自然に親しめる生活空間として活用するほか、緑地の保全と緑化を推進し、自然豊かな憩いの場を創出します。





((魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり))

1 地域産業を育成・支援する

経営の安定化や人材育成などを通じて、農業・水産業・商業・工業・観光の各産業分野における基盤強化を促進します。

また、高付加価値化や新技術の導入など創意工夫に満ちた意欲的な取り組みへの支援に努めるとともに、地域産業を育成・支援します。

2 新産業を育成・支援する

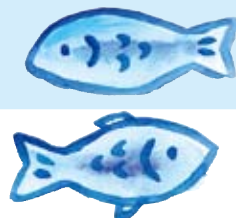
交通の利便性や良質で豊富な地下水など本町の優位性をPRし、研究開発型企業や技術先端企業など新産業の誘致を進めます。

また、新規事業の創出に向けた支援に努めるとともに、静岡空港の利便性を生かした取り組みや産業間の連携を促進するなど、地域産業の振興を図り、新産業を育成・支援します。

3 就業対策を充実する

働く場の拡大や個人の技能習得を促進するなど、雇用の拡大と安定化に努めるとともに、関係機関と連携をとりながら勤労者の福利厚生や余暇利用などを推進します。

また、法律や制度の情報などの提供を通じて労働環境の向上を図り、就業対策を充実します。



第4章 基本構想推進に向けて ――― まちづくり計画の推進

第1節 自律型行財政運営に基づくまちづくり

1 効率的な行財政運営を推進する

住民ニーズを把握し、その政策化に努める中で、行政改革大綱に基づき、事務事業の改善につながる行政評価システムの構築や、職員の政策立案能力向上などにも努めます。

また、健全で自立した持続可能な運営を目指し、生産性、効率性、公平性を確保した行財政運営を推進します。

さらに、広域で担うべき事務・事業については、関係市町と検討を重ねた効率的な運営を推進するほか、様々な視点から合併問題に対する調査・研究を推進します。

第2節 住民との協働によるまちづくり

1 住民に開かれた行政を推進する

高度情報化社会への対応を図るため、情報セキュリティの確保に充分留意しながら地域情報ネットワークを構築するなど地域の情報化を進めます。

また、行政情報の提供と住民意識の把握を多様な手段で積極的に行い、情報交流を通じて住民に開かれた行政を推進します。

2 一人ひとりが高い意識を持つ

自分たちの地域は自分たちで守り育てるという地方分権の趣旨を住民が理解し、行政への関心や意識を高めるため、学習機会の提供や情報の開示により、住民と行政との対話や情報の交換等を行い、まちづくりに自主的、積極的に参加できる環境づくりに努めます。

また、NPO、ボランティアなど各種団体との協働体制の構築に努め、一人ひとりが高い意識を持つまちづくりを推進します。

3 とともに生きる地域を実現する

固定的な役割分担意識に縛られることなく、お互いに人権を尊重しあい、誰もが個性と能力を充分発揮できる地域づくりを推進するとともに、地域住民相互の連帯の中で、ともに生きる地域を実現します。

基本構想

第5章

土地利用の構想

限られた貴重な資源である町土は、地域社会を成立させている共通の基盤であり、地域の発展と住民の暮らしに深い関わりを持っています。

吉田町は、すべての土地利用にあたり、住民の暮らしの安全性、快適性を最重視し、これまで育んできた歴史と伝統を継承した、文化の薫りが高いまちづくりを展開していきます。

また、地域ごとに、特色ある土地利用を推進しつつ、まち全体としての方向性の統一を図り、調和のとれた土地利用の形成を目指します。

これらを踏まえて、まちの土地利用を2つのゾーンとして捉え、ここにそれぞれの方向性を明らかにします。

なお、今後は国や県の国土利用計画の動向や、町を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応して、弾力性をもった土地利用を進めることとします。

1 都市的土地利用ゾーン

東名吉田インターチェンジ・能満寺山公園・吉田漁港を結ぶ「都市軸」を核として、他の土地利用ゾーンと有機的に形成される地域設定となっています。

北 部	① 交通・流通拠点ゾーン	地域の特性を生かして活気あるまちの「玄関口」となるために、交通・流通の拠点となるゾーン。
西 部	② ふるさと創造拠点ゾーン	まちの歴史・文化がいきづく、出会いと発見のあるふるさとづくりのために、拠点となるゾーン。
東部・西部	③ 計画的市街地形成誘導ゾーン	今後の市街地の拡大に対応していくために、計画的に秩序ある市街地形成を誘導するゾーン。
西 部	④ 地域創造拠点ゾーン	人と人が交流し、にぎわいのある新しい地域づくりのために、拠点となるゾーン。
北部・東部	⑤ 工業集積促進ゾーン	効果的な産業運営とともに、すべての土地利用との調和を図るために、工業集積を促進するゾーン。
東部・西部	⑥ 計画的な面整備促進ゾーン	区画整理事業等により、快適な居住環境を実現するために、計画的な面整備を促進するゾーン。

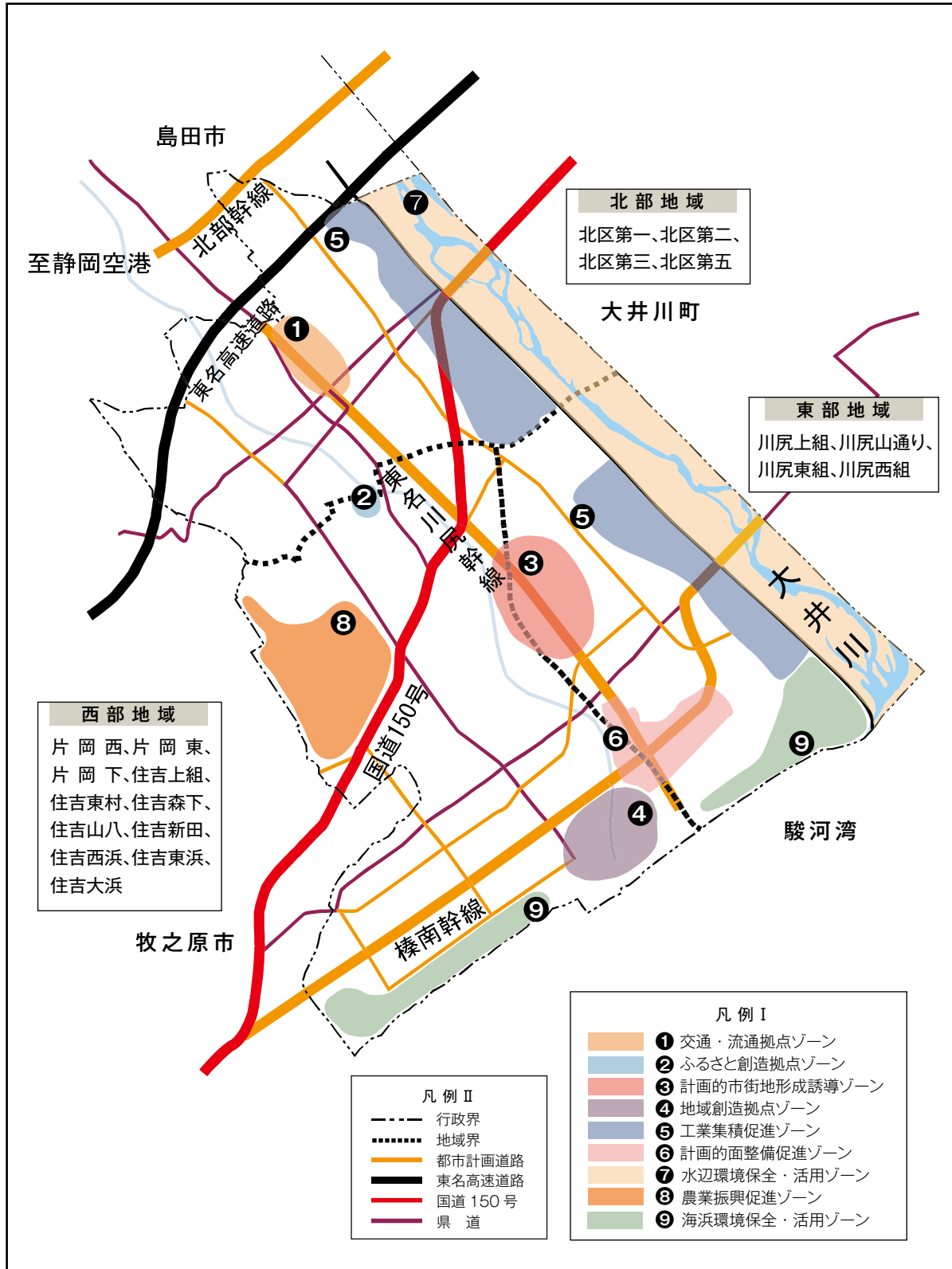
2 自然保全・活用土地利用ゾーン

人びとの暮らすまちに、うるおいをあたえる緑地や水辺などの自然環境は、まちの都市化に伴って、ますます重要となります。また、古くから防潮・砂防の役割を果たしてきた海岸地域の松林は、吉田町の数少ない貴重な森林であり、自然海岸とあわせ、御前崎遠州灘県立自然公園を形成しています。

そのため、自然環境と市街地との調和を図り、近隣地域との共有財産という認識に基づいて、自然環境の保全と活用を推進する地域設定となっています。

北部・東部	⑦ 水辺環境保全・活用ゾーン	自然に親しむことを通じて、人びとの環境保全の意識を育むとともに、大井川を生かした公園づくりを進めるために、水辺環境を保全・活用するゾーン。
西 部	⑧ 農業振興促進ゾーン	町内唯一の大規模集団農地である「吉田たんぼ」を良好な状態で積極的に保全していくために、農業振興を促進するゾーン。
東部・西部	⑨ 海浜環境保全・活用ゾーン	防潮・砂防の役割を果たしてきた自然環境を保全し、住民のニーズに対応した自然に親しめる環境づくりを進めるために、海浜環境を保全・活用するゾーン。

【土地利用構想図】





後期 基本 計画

第4次吉田町総合計画後期基本計画施策体系

将来都市像

人と人、心やすらぎ

基本理念 1

誰もが健やかで、安心して暮らせる快適なまちづくり

健康・福祉 生活環境

今後の少子化と高齢化の進展を踏まえ、誰もが「健康寿命」を延ばすことができ、元気な高齢者が子どもや青年などとともに、地域の中で活躍できる「地域福祉社会」となるよう、『誰もが健やかで、安心して暮らせる快適なまちづくり』を目指します。

基本理念 2

心豊かな人を育み生かすまちづくり

教育・文化・交流

世代や国籍、性別や地域などを超えた人と人との交流やふれあいを通じて豊かな人間性を育み、生涯にわたる学習やスポーツ活動を通じて心身の健康を保っていきけるよう、『心豊かな人を育み生かすまちづくり』を目指します。

第1章 健康・福祉

健康でいきいき暮らせるまちづくり

節	分野
1 誰もが健やかに暮らせる社会を実現する	1 健康づくり 2 医療
2 支えあい、ともに暮らせる社会を実現する	1 地域福祉 2 社会保障（国民年金・国民健康保険・介護保険・生活保護）
3 子どもが健やかに育つ環境をつくる	1 子育て支援
4 誰もが暮らしやすい環境をつくる	1 高齢者福祉 2 障害者（児）福祉

第2章 生活環境

安全で安心、快適なまちづくり

節	分野
1 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める	1 地震・防災対策 2 治山治水対策 3 交通安全対策 4 暮らし安全 5 消防・救急
2 水環境の保全に取り組む	1 上水道 2 下水道・浄化槽・し尿処理
3 地球にやさしい循環型社会を構築する	1 環境衛生 2 ごみ減量・リサイクル 3 地球温暖化防止対策 4 環境学習・環境教育

第3章 教育・文化・交流

心豊かな人を育むまちづくり

節	分野
1 次代を担う人づくりを進める	1 幼児教育 2 学校教育 3 地域教育 4 青少年健全育成
2 心を豊かにする交流を活性化させる	1 多文化共生 2 都市間交流 3 コミュニティ
3 心身の健康を保つ活動を推進する	1 生涯学習 2 スポーツ・レクリエーション
4 歴史を継承し魅力ある文化を育む	1 芸術文化・文化財

(平成23年度～平成27年度)

健康で住みやすいまち 吉田町

基本理念 3
地域の特性を生かした、産業と都市機能が充実したまちづくり
都市整備 産業振興
吉田町に住んでよかったと思えるような生活環境のもと、活発な経済活動を展開して物心両面の豊かさを実感できるよう、『地域の特性を生かした、産業と都市機能が充実したまちづくり』を目指します。

第4章 都市整備	
自然と調和した、人にやさしいまちづくり	
節	分野
1 地域の特性に応じた良好な住環境を実現する	1 土地利用
	2 住環境
2 安全で利便性の高い交通環境をつくる	1 道路交通網
	2 生活交通
3 自然豊かな憩いの場を創出する	1 公園・緑地・水辺

第5章 産業振興	
魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり	
節	分野
1 地域産業を育成・支援する	1 農業
	2 漁業
	3 商工業
	4 観光
2 新産業を育成・支援する	1 新産業
	2 企業誘致
3 就業対策を充実する	1 就業対策

第6章 基本計画推進に向けて		
まちづくり計画の推進		
節	項	分野
1 自律型行財政運営に基づくまちづくり 2 住民との協働によるまちづくり	1 効率的な行財政運営を推進する	1 行財政
	1 住民に開かれた行政を推進する	1 高度情報化
		2 情報公開
		3 広報・広聴
	2 一人ひとりが高い意識を持つ	1 住民参画
	3 ともに生きる地域を実現する	1 男女共同参画・人権尊重
		2 ユニバーサルデザイン

健康・福祉 ～健康でいきいき暮らせるまちづくり～

第1節 誰もが健やかに暮らせる社会を実現する

分野

1 健康づくり

目指す状態

いつまでも健康で元気に暮らす

現状値は、直近の値です。
特に断りのない場合には
平成22年度の値です。

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
保健予防体制が充実していると思う割合	%	57.6	60.0
健康づくり事業への参加者数	人	30,935	32,000

・まちづくりに関する住民意識調査において、「各種検(健)診などの保健予防体制が充実している」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

・実施する健康づくり事業(ヨガ講座、若返り貯筋塾、オリジナルダンス普及講座ほか)に参加した住民

上段は主観的な指標です。
下段は客観的な指標です。

現状と課題

- ・生活様式が変化することによって、全国的に生活習慣病患者が増えています。
- ・すべての市民が「健康でいきいき暮らす」という意識のもと、自分にあった健康づくりに努め、病気を予防することが必要です。
- ・住民が感染症の予防や早期発見に努めることができるように、効果的な予防接種や検診などを実施する必要があります。
- ・出産や子育ての悩み、不安などにより、子育てを負担に感じる人が増えていることから、安心して出産や子育てができる環境が必要です。
- ・健康づくりにおいて、食生活の見直しが重要な要素となっています。

課題は右ページの施策と
対応しています。

施 策

健康づくり活動の推進

【5年後の姿】

- 健康増進の場を提供し、健康づくりが実践される。

町が施策を行うことにより、目指している5年後の状態です。具体的な事業は実施計画に記載します。

それぞれの住民にあった

健康診断の充実と生活習慣の改善

【5年後の姿】

- 定期的に健康診断を受診し、病気の早期発見・早期治療に努めています。
- よりよい生活習慣の周知を図ることにより、生活習慣の改善が図られています。

感染症対策の推進

【5年後の姿】

- 感染症などに対する正しい知識の普及や効果的な予防接種の実施により、感染症の発生防止やまん延防止の対策が実践されています。

母子保健の充実

【5年後の姿】

- 妊娠から育児に至るまでの相談・支援体制を充実することにより、安心して出産・育児ができる環境が整っています。

食育の推進

【5年後の姿】

- 食育の推進を図る。

総合計画の下にある関連個別計画です。

関連する個別計画

- 吉田町健康増進計画
- 吉田町次世代育成支援行動計画後期計画
- 吉田町食育推進計画

第1章

健康・福祉

～健康でいきいき暮らせるまちづくり～



健康・福祉 ～健康でいきいき暮らせるまちづくり～

節	分野
1 誰もが健やかに暮らせる社会を実現する	1 健康づくり
	2 医療
2 支えあい、ともに暮らせる社会を実現する	1 地域福祉
	2 社会保障(国民年金・国民健康保険・介護保険・生活保護)
3 子どもが健やかに育つ環境をつくる	1 子育て支援
4 誰もが暮らしやすい環境をつくる	1 高齢者福祉
	2 障害者(児)福祉

第1章の重点化の方向

【子どもを産みやすく育てやすい環境整備】

- 少子化への対策として、子どもを産みやすく、そして育てやすい環境を整備します。特に、15歳未満の子どもがいる家庭への支援体制の充実を図ります。

【高齢者の健康維持と社会参加しやすい環境整備】

- 高齢者の健康を保つための施策を実施します。
- 高齢者が社会参加しやすい外出環境を整備します。

【悩みを打ち明けやすく、周囲が手を差し伸べやすい環境整備】

- みんなが助け合う社会を目指し、弱者やハンデを持った方が悩みを打ち明けやすく、周囲が手を差し伸べやすい環境を整備します。

【医療体制の充実】

- 広域連携による医療体制を整備し、住民が安心して暮らせる医療環境を整備します。

健康・福祉 ～健康でいきいき暮らせるまちづくり～

第1節 誰もが健やかに暮らせる社会を実現する

分野

1 健康づくり

目指す状態

いつまでも健康で元気に暮らせるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
保健予防体制が充実していると思う割合	%	57.6	60.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「各種検(健)診などの保健予防体制が充実している」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
健康づくり事業への参加者数	人	30,935	32,000
・町が実施する健康づくり事業(ヨガ講座、若返り貯筋塾、オリジナルダンス普及講座ほか)に参加した住民の年間延べ人数			

現状と課題

- ・生活様式が変化したことによって、全国的に生活習慣病患者が増えています。
- ・すべての住民が「自分の健康は自分でつくる」という意識のもと、自分にあった健康づくりに努め、病気を予防し、早期発見、早期治療に取り組むことが必要です。
- ・住民が感染症の予防や早期発見に努めることができるように、効果的な予防接種や検診などを実施する必要があります。
- ・出産や子育ての悩み、不安などにより、子育てを負担に感じる人が増えていることから、安心して出産や子育てができる環境が必要です。
- ・健康づくりにおいて、食生活の見直しが重要な要素となっています。

施 策

健康づくり活動の推進

【 5年後の姿 】

- 健康増進の場を提供することにより、疾病予防に対する知識を身につけ、それぞれの住民にあった健康づくりが実践されています。

健康診断の充実と生活習慣の改善

【 5年後の姿 】

- 定期的に健康診断を受診し、病気の早期発見・早期治療に努めています。
- よりよい生活習慣の周知を図ることにより、生活習慣の改善が図られています。

感染症対策の推進

【 5年後の姿 】

- 感染症などに対する正しい知識の普及や効果的な予防接種の実施により、感染症の発生防止やまん延防止の対策が実践されています。

母子保健の充実

【 5年後の姿 】

- 妊娠から育児に至るまでの相談・支援体制を充実することにより、安心して出産・育児ができる環境が整っています。

食育の推進

【 5年後の姿 】

- 食育の推進を図ることにより、健全な食生活を送っています。

関連する個別計画

- 吉田町健康増進計画
- 吉田町次世代育成支援行動計画後期計画
- 吉田町食育推進計画

第1節 誰もが健やかに暮らせる社会を実現する

分野

2 医療

目指す状態

身近な地域で必要な医療サービスが受けられるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
地域医療が充実していると思う割合	%	27.7	38.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「地域医療が充実している」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
榛原総合病院への紹介件数	件	877	1,000

・町内のかかりつけ医^{※1}から榛原総合病院へ紹介された件数

※1 健康管理や日常的な相談のできる身近な医師。

現状と課題

- ・住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、医療の充実は不可欠です。地域の基幹病院である榛原総合病院とかかりつけ医である地域の診療所との機能連携を充実させ、役割を分担することが重要です。
- ・榛原総合病院の診療科の充実や、必要な医師・看護師などの医療従事者の確保、第2次救急医療機関^{※2}としての医療体制の整備が求められています。
- ・地域の基幹病院として榛原総合病院の安定的な経営と高度化する医療技術への支援が必要となっています。
- ・大規模地震などの災害発生時の医療救護計画を策定し、体制を充実していく必要があります。

※2 入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療機関。

施 策

● 地域医療体制の充実

【 5年後の姿 】

- ・ 基幹病院と地域の診療所の連携を強化することにより、身近な地域で安心して医療が受けられます。
- ・ かかりつけ医を持つことにより、健康管理や日常的な相談ができています。

● 救急医療体制の充実

【 5年後の姿 】

- ・ 救急医療体制の充実を図ることにより、急病やけがのときでも、安心して医療が受けられます。

● 榛原総合病院の安定経営と医療水準向上への支援

【 5年後の姿 】

- ・ 榛原総合病院に対して財政的支援をすることにより、安定した経営と医療の高度化が図られ、効率的で質の高い医療が提供されています。

● 災害時医療救護体制の確立

【 5年後の姿 】

- ・ 基幹救護病院と連携の強化を図ることにより、大規模地震などの災害時でも安心できる医療救護体制が整っています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町地域防災計画

健康・福祉 ～健康でいきいき暮らせるまちづくり～

第2節 支えあい、ともに暮らせる社会を実現する

分野

1 地域福祉

目指す状態

ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮せるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
ボランティア活動を行っている人の割合	%	子育て 3.1 介護 2.4	子育て 6.2 介護 4.8
・まちづくりに関する住民意識調査において、「子育てボランティア活動」「介護ボランティア活動」に「現在行っているし今後も続けたい」と回答した住民の方の割合			
ボランティア登録者数	人	28	35
・町社会福祉協議会においてボランティア登録をした町民の人数			

現状と課題

- ・社会環境の変化から、地域での近隣関係が希薄になっています。
- ・住民誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、より身近で受けられる支援が求められています。
- ・高齢化社会が進展する中で、行政だけではなく、地域に住む住民誰もが福祉の担い手として活動することができる社会が求められています。
- ・社会福祉協議会は、住民参加による地域福祉活動を高めていく上で、中核的役割を担う必要があります。

施 策

● 地域福祉意識の高揚と活動の推進

【 5年後の姿 】

- ・ 地域福祉に関する意識が高まることにより、住民が積極的に地域の福祉活動に参加しています。

● 福祉ネットワークの強化

【 5年後の姿 】

- ・ 社会福祉協議会を中核とした各種福祉団体・自治会・ボランティア団体などのネットワークを構築することにより、ネットワーク機能が強化されています。

● 民生委員・児童委員活動の支援

【 5年後の姿 】

- ・ 民生委員・児童委員活動を円滑にするための体制の整備と支援の充実を図ることにより、効果的な民生委員・児童委員活動が行われ、地域福祉における重要な役割を果たしています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町地域福祉計画
- ・ 吉田町次世代育成支援行動計画後期計画
- ・ 吉田町地域防災計画
- ・ 吉田町障害者計画・障害福祉計画
- ・ 吉田町高齢者保健福祉計画
- ・ 吉田町介護保険事業計画

第2節 支えあい、ともに暮らせる社会を実現する

分野

2 社会保障（国民年金・国民健康保険
介護保険・生活保護）

目指す状態

社会保障制度を活用し、不安を持たずに生活できるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
なし	—	—	—
・この施策は国の制度に基づいて推進していくため、国が行う施策の影響が大きく、町としての指標の設定はしません。			
なし	—	—	—

現状と課題

- ・少子高齢化や社会経済構造の変化などに伴い、将来の社会に不安を持つ人が増えており、社会のセーフティーネット機能として、年金、医療、介護などの社会保障制度の充実が求められています。
- ・国では、社会保障制度が将来にわたって安定的に持続できるように、また世代間の負担が公平になるように、様々な制度改革が行われています。積極的な広報を通じて、一人ひとりがこれらの制度を正しく理解して、公平な負担で社会保障を支えていく必要があるとともに、健全な運営が求められています。
- ・社会経済状況の影響によって低所得世帯が増加しているため、実態把握や相談によって援護の必要な人が、生活保護法の趣旨に沿った生活ができ、更に自立した生活を送ることができるように支援していく必要があります。

施 策

● 国民年金制度の理解

【 5年後の姿 】

- ・ 住民が、国民年金制度を正しく理解することにより、適正な保険料納付が進み、年金受給資格を満たす人が増えています。

● 国民健康保険制度の健全な運営

【 5年後の姿 】

- ・ 住民が、国民健康保険制度を正しく理解し、公平で適正な負担を行うとともに、適正な受診や積極的な保健事業への参加を行うことにより、健全な制度運営が確保されています。

● 介護保険制度の健全な運営

【 5年後の姿 】

- ・ 住民が介護保険制度を正しく理解し、公平で適正な負担と適正な利用を行うことにより、健全な制度運営が確保されています。

● 生活保護者の自立支援

【 5年後の姿 】

- ・ 生活困窮者が自立した生活ができるよう、生活保護法に基づく支援を行うことにより、生活困窮者が減少しています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町地域福祉計画
- ・ 吉田町高齢者保健福祉計画
- ・ 吉田町介護保険事業計画

第3節 子どもが健やかに育つ環境をつくる

分野

1 子育て支援

目指す状態

みんなで子育てができ、子どもたちが健やかに育つまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
保育サービスが充実していると思う割合	%	30.3	46.0
・ まちづくりに関する住民意識調査において、「保育園などの保育サービスが充実している」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
1歳未満児の受入れ人数	人	33	50
・ 保育園で受入れをした児童のうち、1歳未満児の数			

現状と課題

- ・ すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくりが求められています。
- ・ 共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、きめ細かな保育サービス・子育て支援サービスが求められています。
- ・ 子どもが健やかに育つためには、家庭だけではなく地域で育てるという意識が重要です。
- ・ 親の子育てに対する不安や負担感などから児童虐待の増加が懸念されています。本町でも児童虐待の相談件数は、年々増加傾向にあるため、関係機関相互の連携・協力のもと、適切な相談体制の充実を図る必要があります。
- ・ 全国的に離婚件数が増加し、ひとり親家庭が増加しています。関係機関が連携して、経済支援による生活環境の向上や相談体制の充実を図る必要があります。

施 策

子育て支援環境の充実

【5年後の姿】

- ・子どもや保護者が気軽に相談できる窓口の設置や子育てネットワークを構築することにより、子育てや教育に関する不安が解消しています。

保育サービス・子育て支援サービスの充実

【5年後の姿】

- ・サービス提供施設や支援体制の充実を図ることにより、保育が必要な子どもそれぞれに合った保育サービス・子育て支援サービスが提供されています。

児童健全育成の推進

【5年後の姿】

- ・子ども会などの地域組織活動が積極的に行われることにより、子どもが交流できる場が増え、子どもたちが健やかに育っています。

児童虐待防止対策の充実

【5年後の姿】

- ・福祉・保健・医療・教育などの各機関が連携して、家庭の養育支援を行うことにより、子どもの人権が守られています。

ひとり親家庭福祉の充実

【5年後の姿】

- ・経済的な支援や日常生活の相談、きめ細かな指導体制の充実を図ることにより、自立した生活が営まれ、子どもが健やかに育っています。

関連する個別計画

- ・吉田町次世代育成支援行動計画後期計画
- ・吉田町地域福祉計画

健康・福祉 ～健康でいきいき暮らせるまちづくり～

第4節 誰もが暮らしやすい環境をつくる

分野

1 高齢者福祉

目指す状態

地域で支えあい、高齢者がいきいきと活動し、安心して生活できるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
高齢者福祉が充実していると思う割合	%	25.0	35.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「高齢者福祉が充実している」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
自立高齢者割合	%	87.3	87.5
・介護保険に加入している第1号被保険者(65歳以上の方)のうち要支援・要介護の認定を受けていない高齢者の割合			

現状と課題

- ・高齢化の進展により、本町の高齢化率は、平成22年に19.4%(住民基本台帳)となり、今後も高齢化が進むことが予想されます。
- ・高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯、また支援の必要な高齢者の増加が見られ、行政・家庭・地域が一体となって、高齢者の生きがい活動と社会参加を推進する必要があります。
- ・高齢者一人ひとりがその人らしく、いきいきとした生活を送ることができるように各種福祉事業を展開する必要があります。
- ・支援が必要になった高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続することができるように、地域に密着したきめ細かなサービスの提供が求められています。

施 策

● 地域包括ケアの推進

【 5年後の姿 】

- ・ 高齢者をサポートするための各種機関の連携体制が構築されることにより、高齢者が安心して生活できる環境が整っています。

● 社会参加・生きがいのづくりの推進

【 5年後の姿 】

- ・ 高齢者が、培ってきた経験を生かした社会貢献活動を行うことにより、生きがいをもって生活しています。

● 生活支援と福祉事業の充実

【 5年後の姿 】

- ・ 高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな福祉・支援サービスを提供することにより、高齢者世帯の生活が改善され、負担が軽減されています。

● 高齢者支援従事者の育成

【 5年後の姿 】

- ・ 高齢者支援の担い手が育成されることにより、質の高いサービスが持続的に提供されています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町地域福祉計画
- ・ 吉田町高齢者保健福祉計画

第4節 誰もが暮らしやすい環境をつくる

分野

2 障害者(児)福祉

目指す状態

障害者が安心して自立した生活ができるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
障害者福祉が充実していると思う割合	%	20.3	31.0
福祉施設利用者の就労移行者数	人	12	19

・まちづくりに関する住民意識調査において、「障害者福祉が充実している」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

・福祉施設で技術を身につけて、一般企業や就労継続支援A型事業所^{※1}に就労する障害者の数

※1 障害者自立支援法で定められた障害者の雇用機会拡大などを目指す事業所。障害者と雇用関係を結び、最低賃金を保障しています。

現状と課題

- ・障害者の社会復帰や社会参加を促進するためにも、国や県をはじめ関係機関との連携のもと、啓発活動を推進し、住民理解を高めていくことが求められます。
- ・福祉サービスへのニーズは障害の特性や程度、社会状況の変化により多様化しています。障害者が住み慣れた地域で自立して生活するためには、日々の生活や活動を支えるサービスが重要です。
- ・障害者がその能力や適性に応じて、個人の能力をより発揮できる地域社会とするため、行政・事業者・相談支援事業所^{※2}・社会福祉施設などの関係機関が連携し、多様な就労支援体制を整備し、障害者の就労を積極的に推進していく必要があります。

※2 障害者が地域で安心して暮らし続けられるように、日常生活で困っていることや福祉サービスの利用などについて気軽に相談できる地域の窓口。

施 策

● 障害者（児）対策の推進

【 5年後の姿 】

- ・ あつまリーナを中心に、障害者と住民の交流が活発に行われることにより、障害のある人もない人も地域の中でともに生きるという認識が深まり、障害者が暮らしやすい環境が整っています。

● 自立支援サービスの充実

【 5年後の姿 】

- ・ 障害者が、適性や能力に応じた適正な支援サービスを受けることにより、障害者が自立した生活を送っています。

● 地域生活支援の基盤づくり

【 5年後の姿 】

- ・ 適性や能力に応じた生活支援を行うことにより、生活が改善され、経済的にも負担が軽減されています。

● 社会参加の促進

【 5年後の姿 】

- ・ 関係機関との連携・協力により、障害者の行動範囲が広がり、就労や社会参加が積極的に行われています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町障害者計画・吉田町障害福祉計画
- ・ 吉田町地域福祉計画

第2章

生活環境

～安全で安心、快適なまちづくり～



生活環境 ～安全で安心、快適なまちづくり～

節	分野
1 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める	1 地震・防災対策
	2 治山治水対策
	3 交通安全対策
	4 暮らし安全
	5 消防・救急
2 水環境の保全に取り組む	1 上水道
	2 下水道・浄化槽・し尿処理
3 地球にやさしい循環型社会を構築する	1 環境衛生
	2 ごみ減量・リサイクル
	3 地球温暖化防止対策
	4 環境学習・環境教育

第2章の重点化の方向

【災害に強く、住民が安心して暮らせる基盤整備】

- 東海地震に備えた災害対策を強化します。
- ゲリラ豪雨に伴う中小河川の氾濫による冠水被害等を解消するための治水対策を実施します。

生活環境 ～安全で安心、快適なまちづくり～

第1節 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める

分野

1 地震・防災対策

目指す状態

地域防災力の向上が図られた災害に強いまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
地震や水害などの災害への対策に満足している割合	%	20.8	31.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「地震や水害などの災害に強いまちづくり」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
防災訓練参加者数	人	12,500	15,000
・総合防災訓練(9月1日)及び地域防災訓練(12月第1日曜日)への参加者数			

現状と課題

- ・総合防災訓練や地域防災訓練の実施により、地域の防災体制の確立及び防災意識の高揚と知識・技能の向上を図っています。
- ・各種防災訓練を通じ、防災関係機関との更なる連携強化や住民の防災意識の高揚を図る必要があります。
- ・家具固定サービス事業やプロジェクトTOUKAI-0事業*の啓発を行っていますが、更に制度の普及・促進を図る必要があります。
- ・災害時の情報収集・情報伝達の更なる充実が必要です。

※東海地震の被害軽減のため、旧建築基準の木造住宅の耐震化を進める事業。

施 策

● 地域防災力の強化及び防災関係機関との連携強化

【 5年後の姿 】

- ・ 住民が、自ら減災に向けてできることから取り組み、地域住民が相互に協力し、連携を保つことにより、自発的に行動できる自主防災組織となっています。
- ・ 災害時要援護者避難支援計画を実行することにより、災害時の要援護者への情報伝達体制が整備されています。

● 防災意識の向上

【 5年後の姿 】

- ・ 防災訓練や防災研修を実施することにより、住民一人ひとりが災害時において的確な行動をとれるようになっています。

● 災害防止対策の推進

【 5年後の姿 】

- ・ 家具固定サービス事業や住宅の耐震化事業を推進することにより、地震による被害が最小限に抑えられています。
- ・ 公共施設の耐震化や津波対策を図ることにより、災害に強いまちづくりが進められています。

● 情報伝達手段の充実・強化

【 5年後の姿 】

- ・ 充実した情報伝達体制を確立することにより、災害時に必要な情報が速やかに入手できます。

関連する個別計画

- ・ 吉田町地域防災計画
- ・ 吉田町国民保護計画

第1節 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める

分野

2 治山治水対策

目指す状態

水害・土砂災害による被害を最小限にできるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
地震や水害などの災害への対策に満足している割合	%	20.8	31.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「地震や水害などの災害に強いまちづくり」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
大窪川の改修率	%	40.7	49.3
・準用河川大窪川の改修率(整備済延長／大窪川総延長)			

現状と課題

- ・本町は町内全域が低地となっており、河川の増水による浸水の危険性が高くなっています。また、急傾斜地崩落危険箇所があります。
- ・水害や土砂災害時に住民に対し、的確な避難指示ができるよう体制を整える必要があります。
- ・排水機場、ポンプ、河川の樋門などの老朽箇所について、修理が必要です。
- ・水害を軽減するため、河川の排水能力の調査やしゅんせつ工事を行う必要があります。
- ・土砂災害危険地域の点検を行い、危険箇所の崩落防止対策を進める必要があります。

施 策

● 災害防止対策の充実

【 5年後の姿 】

- ・ 安全な避難誘導経路の確保と避難施設の充実を図ることにより、被害の軽減が図られています。

● 治山治水対策の推進

【 5年後の姿 】

- ・ 災害から住民を守るため治水計画を策定し、河川及び都市下水路の整備を行うことにより、浸水被害が減少しています。

● 施設の保守点検の確立

【 5年後の姿 】

- ・ 施設の定期的な点検や計画的な維持修繕を行うことにより、災害への備えが図られています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町水防計画

生活環境 ～安全で安心、快適なまちづくり～

第1節 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める

分野

3 交通安全対策

目指す状態

交通事故のない安全で住みよいまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
交通安全対策の充実に満足している割合	%	35.9	46.0
・ まちづくりに関する住民意識調査において、「交通安全対策の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
交通事故死亡者数	人	1 (平成 21 年度)	0
・ 交通事故により死亡した人数			

現状と課題

- 交通安全運動及び交通事故ゼロの日を中心に交通安全指導や広報活動を実施し、交通安全意識の高揚を図っています。
- 区画線の損耗が進んでいる道路や老朽化により機能低下が見られる交通安全施設があり、計画的に維持修繕を行う必要があります。
- 住民の交通安全意識の高揚と交通モラルの向上を図るため、効果的な広報活動の実施が必要です。

施 策

交通安全施設の効果的な整備

【5年後の姿】

- 交通安全施設の整備点検を実施することにより、適正な管理と効果的な安全対策が図られています。

交通安全意識の高揚

【5年後の姿】

- 交通安全運動や交通安全教育を実施することにより、交通安全意識の高揚と交通モラルの向上が図られています。
- 交通指導員をはじめとする地域の人々の協力により、交通安全に対する意識が普及しています。

交通事故対策の充実

【5年後の姿】

- 相談窓口の充実を図ることにより、被害者に適切な助言を行うことができる体制になっています。

生活環境 ～安全で安心、快適なまちづくり～

第1節 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める

分野

4 暮らし安全

目指す状態

安全で安心して生活できる、犯罪のない健全で明るいまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
地域の防犯対策の充実に満足している割合	%	24.0	34.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「自主防犯などの地域の防犯対策の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
刑法犯認知件数	件	272 (平成21年度)	245
・町内における刑法犯の発生を警察が確認した件数			

現状と課題

- ・平成21年1月に「防犯の日」(毎月15日)を制定し、防犯まちづくり協議会と連携して防犯キャンペーンを実施しています。
- ・犯罪抑止には「警察力・行政力・地域力」の連携が必要であり、住民への防犯思想の普及及び自主防犯体制の確立に向けた支援を強化する必要があります。
- ・犯罪者に犯罪の機会を与えない、犯罪被害に遭いにくい環境を整備する必要があります。
- ・消費者を取り巻く環境の変化が激しくなっているため、適切な情報提供など消費者への意識啓発を強化する必要があります。

施 策

防犯活動の推進

【5年後の姿】

- ・防犯まちづくり推進協議会の活動の自立や参加団体の活動の強化及び暴走・飲酒運転撲滅推進会議を設置することにより、自主防犯体制が確立されています。

防犯環境の整備

【5年後の姿】

- ・防犯灯の設置、防犯点検マニュアルの作成、地域ぐるみの防犯パトロールの実践により、防犯環境が整備されています。

消費者啓発の強化

【5年後の姿】

- ・適切な情報提供と啓発により、消費者の意識が向上し、消費者が主体的・合理的に判断し、行動しています。

生活環境 ～安全で安心、快適なまちづくり～

第1節 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める

分野

5 消防・救急

目指す状態

「安全・迅速・確実」な消防・救急体制が整備されたまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
消防・防災対策の充実に満足している割合	%	38.9	49.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「消防・防災対策の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
救急救命士資格取得者数	人	16	17
・傷病者に対し救急車で救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的とした国家資格の取得者数			

現状と課題

- ・火災予防啓発活動を実施するとともに、消防団活動の普及啓発に努めています。
- ・消防団員数が、消防団員定数に満たないため、引き続き団員確保に努める必要があります。
- ・消防・救急体制の充実を図るために、消防車両や資機材の計画的な整備・更新が必要です。

施 策

消防・救急体制の整備

【5年後の姿】

- 装備の効果的な管理・更新を進めることにより、消防・救急の行動理念である「安全・迅速・確実」が維持されています。
- 救急救命士を養成することにより、救急救命体制が充実しています。

消防団組織の充実

【5年後の姿】

- 消防団協力事業所表示制度が導入されることにより、行政と事業者との連携体制が図られ、消防団員が確保されています。

広域的な消防・救急体制の整備

【5年後の姿】

- 静岡地域消防救急広域化の枠組みに参加することを前提とした準備が進んでいます。

第2節 水環境の保全に取り組む

分野

1 上水道

目指す状態

安全で安定した水を供給できるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
上水道の安定供給に満足している割合	%	67.9	68.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「上水道の安定供給」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
石綿管の残延長	m	2,057 (平成 21 年度)	0
・石綿管の布設替え未実施延長			

現状と課題

- ・上水道には、住民生活に欠くことができないライフラインとして、安全で安定した高品質な水道水の供給が求められています。
- ・水源や既設管の耐震化が十分に進んでおらず、自然災害時の対策として飲料水を確保するための施設の耐震化や老朽化に対応する必要があります。
- ・健全な財政運営を行うには、将来需要に対応した効率的・計画的な施設整備を推進する必要があります。

施 策

● 上水道施設の整備・更新による安定した水の供給

【 5年後の姿 】

- ・ 上水道施設の充実、管路の耐震化、新しい水源の確保により、安全で安定した水が供給されています。

● 健全な水道事業会計の運営

【 5年後の姿 】

- ・ 水道水の需要傾向の的確な把握に裏付けされた効率的な水道事業運営を行うことにより、高い有収率(料金収受対象水量 / 配水量)が維持され、経営内容も健全化しています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町上水道事業基本計画

第2節 水環境の保全に取り組む

分野

2 下水道・浄化槽・し尿処理

目指す状態

公共用水域の保全に寄与する下水道などの基盤が整備されたまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
下水道の整備状況に満足している割合	%	35.4	38.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「下水道の整備状況」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
下水道普及率	%	35.2 (平成21年度)	38.6
・行政人口に対する下水道を利用できる地域の人口の割合			

現状と課題

- 生活雑排水が環境に大きな負荷を与えることに対する理解が進み、その対策の必要性が住民に認識されています。
- 下水道事業認可区域面積 299haに対し、現在の整備面積が 220.5haとなり、進捗率は 73.8%となっています。また、下水道事業認可区域自体も拡大する必要があります。
- 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する必要があります。
- し尿処理については、年々汚泥の搬入量が増加傾向にあり、施設稼働率が高くなっており、安定したし尿処理を行う必要があります。

施 策

● 公共下水道の整備

【 5年後の姿 】

- ・ 下水道事業認可区域を拡大することにより、事業認可区域内の管きょが整備され、下水道普及率が上昇しています。

● 健全な下水道事業の財政運営

【 5年後の姿 】

- ・ 公共下水道加入者の増加により、利用者負担の考え方に則した財政運営が展開されています。

● 浄化槽の整備による生活雑排水対策

【 5年後の姿 】

- ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、河川の水質保全が図られています。

● し尿処理施設の管理運営

【 5年後の姿 】

- ・ し尿処理施設の適切な管理運営により、安定したし尿処理が行われています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町公共下水道全体計画
- ・ 吉田町一般廃棄物処理基本計画

生活環境 ～安全で安心、快適なまちづくり～

第3節 地球にやさしい循環型社会を構築する

分野

1 環境衛生

目指す状態

良好な生活環境が保たれているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
身近な自然環境の保護に満足している割合	%	23.2	35.0
・ まちづくりに関する住民意識調査において、「身近な自然環境の保護」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
不法投棄物回収件数	件	95	85
・ 処理施設以外の場所へ不法に投棄された廃棄物を町が回収した件数			

現状と課題

- ・ 特定家庭用機器再商品化法(通称：家電リサイクル法)が平成13年に施行されましたが、河川や海岸などへの家電製品の不法投棄が見受けられます。また、企業活動や、個人活動に伴う環境負荷に対する苦情が増えています。
- ・ 不法投棄物などを回収していますが、一層の環境美化に努める必要があります。
- ・ 住民・事業者・行政が連携して公害防止に取り組む体制が必要です。
- ・ 火葬炉の老朽化が進んでいるため、計画的に補修工事を行う必要があります。

施 策

● 環境美化の推進

【 5年後の姿 】

- 地域での監視機能が働き、不法投棄が防止されることにより、公園・海岸・河川など身近な生活環境が美しく保たれています。

● 公害防止体制の充実

【 5年後の姿 】

- 「環境基本条例」を制定し、住民・事業者・行政が連携して町ぐるみで公害防止に取り組んでいます。
- 事業者に対して、環境監視のための指導を実施することにより、公害防止が図られています。

● 火葬場の管理運営

【 5年後の姿 】

- 計画的な整備により、施設の安定的な管理運営が行われています。

第3節 地球にやさしい循環型社会を構築する

分野

2 ごみ減量・リサイクル

目指す状態

ごみ減量・リサイクル活動が活発に行われている美しいまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
ごみ処理やリサイクルなどの充実に満足している割合	%	40.5	50.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「ごみ処理やリサイクルなどの充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
資源物再資源化処理量	トン	1,800	2,400
・再資源化される資源物の年間処理量			

現状と課題

- ・経済活動やライフスタイルの変化に伴い、大量のごみが排出されることによって、環境負荷の増大とごみ処理の限界が深刻な問題となっています。
- ・レジ袋削減に取り組むスーパー・小売店と協定を締結し、買い物客のマイバッグ持参率が向上しています。
- ・分別収集や排出抑制、集団回収などへの意識の高揚を促し、ごみの減量、リサイクル率の向上を図る必要があります。
- ・安定的なごみ処理を行うため、計画的なごみ処理施設の点検整備に努める必要があります。

施 策

ごみ分別意識の向上

【 5年後の姿 】

- 住民のごみの減量・リサイクルに対する意識を高めることにより、ごみが適切に分別されています。

3Rの推進

【 5年後の姿 】

- 3R(リデュース、リユース、リサイクル)*の取組を促進することにより、できるだけごみを出さない生活や経済活動が浸透しています。

※3R: Reduce(ごみを減らす)Reuse(ごみを再使用する)Recycle(ごみを再利用する)の略称

ごみ処理施設の整備・運営

【 5年後の姿 】

- ごみ処理施設を適正に整備・運営することにより、可燃ごみや資源物を衛生的で安定的に処理し、住民の生活環境が保全されています。

関連する個別計画

- 吉田町一般廃棄物処理基本計画

第3節 地球にやさしい循環型社会を構築する

分野

3 地球温暖化防止対策

目指す状態

住民や事業者が主体的に温室効果ガスの排出削減に取り組んでいるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
地球温暖化対策などの地球環境の保護に満足している割合	%	11.7	22.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「地球温暖化対策などの地球環境の保護」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
住宅用太陽光発電システムの設置件数	件	23	40
・住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助事業による支援件数			

現状と課題

- ・住宅用太陽光発電システムの導入による二酸化炭素の排出削減やエコドライブ教室の開催による省エネ運転に対する意識の向上を図っています。
- ・新エネルギーである太陽光発電、太陽熱利用、風力発電の活用を促進する必要があります。
- ・地球温暖化についての教育機会を増やして、住民の意識改革を図る必要があります。

施 策

● 自然エネルギーの有効利用

【 5年後の姿 】

- ・ 太陽光や風力など身近な自然エネルギーの導入・利用が促進されています。

● 温暖化防止対策の充実

【 5年後の姿 】

- ・ 地球温暖化防止に向けた教育機会を増やすことにより、住民・事業者・行政が一体となって二酸化炭素の排出削減に取り組んでいます。

関連する個別計画

- ・ 吉田町地球温暖化防止実行計画

第3節 地球にやさしい循環型社会を構築する

分野

4 環境学習・環境教育

目指す状態

地域の環境を守る住民意識が高いまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
現在、環境美化ボランティア活動に参加している割合	%	6.1	20.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「環境美化ボランティア活動」を「現在行っているし、今後も続けたい」と回答した住民の方の割合			
環境体験学習教室参加者数	%	12	30
・夏休みに実施する環境体験学習教室への参加者数			

現状と課題

- ・身近な環境を家庭で考えていくための親子参加型の環境学習教室及び水質浄化やごみの減量・リサイクルに係る啓発活動を実施しています。
- ・効果的な環境教育を行い、子どもから大人まで環境意識の向上を図る必要があります。
- ・住民・事業者・行政が協力して、環境保全活動を推進する必要があります。

施 策

● 環境教育の推進

【 5年後の姿 】

- 効果的な環境教育を行うことにより、子どもから大人まで環境意識の向上が図られています。

● 環境保全活動の推進体制の整備

【 5年後の姿 】

- 環境保全活動に関する情報を共有化することにより、住民・事業者・行政が協働して、環境保全活動を行っています。

第3章

教育・文化・交流

～心豊かな人を育むまちづくり～



教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

節	分野
1 次代を担う人づくりを進める	1 幼児教育
	2 学校教育
	3 地域教育
	4 青少年健全育成
2 心を豊かにする交流を活発化する	1 多文化共生
	2 都市間交流
	3 コミュニティ
3 心身の健康を保つ活動を推進する	1 生涯学習
	2 スポーツ・レクリエーション
4 歴史を継承し魅力ある文化を育む	1 芸術文化・文化財

第3章の重点化の方向

【町の将来を担う子供たちの学力向上に向けた教育環境の充実】

- 子どもたちが学校において効果的に、集中して勉強に取り組める環境を整備するとともに、すべての子どもの学力向上が図られる環境を整備します。

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

第1節 次代を担う人づくりを進める

分野

1 幼児教育

目指す状態

豊かな感性を育むための幼児教育の環境が充実したまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
幼児教育の充実に満足している割合	%	26.1	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「幼稚園などの幼児教育の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
ことばの教室の相談件数	件	383 (平成21年度)	400
・言語に障害を持つ幼児に対して実施している吉田町ことばの教室において、教育相談及び言語指導を行った件数			

現状と課題

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律※」が定められ、幼稚園の在り方も変わりつつあります。
- ・私立幼稚園への運営費補助金の交付や、在園する幼児の保護者への就園奨励費の交付など、引き続き、幼児教育の充実を図る必要があります。
- ・幼稚園・保育園・小学校との連携を図るとともに、特別支援教育の充実を図るため、乳幼児から中学生までの個別支援計画の作成について、更なる充実が必要です。

※地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的にした法律。

施 策

幼稚園の充実

【5年後の姿】

- ・幼稚園教育の充実を図ることにより、幼児一人ひとりの健やかな成長を促しています。

幼稚園・保育園・小学校の連携

【5年後の姿】

- ・幼稚園・保育園・小学校との連携を密にすることにより、幼児一人ひとりの状況にあった支援体制が確立されています。

関連する個別計画

- ・吉田町次世代育成支援行動計画後期計画

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

第1節 次代を担う人づくりを進める

分野

2 学校教育

目指す状態

一人ひとりの個性を伸ばす学校教育環境が充実したまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
学校教育の充実に満足している割合	%	28.7	39.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「小・中学校での学校教育の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
小・中学校の空調設備整備率	%	小学校 6.9 中学校 6.7 (平成21年度)	小学校 100 中学校 100
・町内の小・中学校の教室に空調設備が整備されている割合(整備済教室数/全教室数)			

現状と課題

- ・ゆとり教育から確かな学力を身につける教育へと変化しつつあるほか、中高一貫教育などの多方面にわたる教育改革が進められています。
- ・少人数学級により教室数が増加するため、校舎等の施設整備を進めていく必要があります。
- ・一人ひとりの発達段階に応じて、良い面をさらに伸ばしていくとともに、特別支援教育の充実を図る必要があります。
- ・学校給食には栄養管理だけでなく、食育などの新たな役割が求められています。
- ・より良質な高等教育を受ける機会を持続的に確保することが重要です。

施 策

● 教育環境の充実

【 5年後の姿 】

- ・ 必要に応じた施設の改修や整備を図ることにより、学校施設の安全性や快適性が向上しています。
- ・ 状況に応じた教室数や校地の適正規模の検討に基づく、教育推進体制の強化を図ることにより、教育環境が充実しています。

● 相談体制の充実

【 5年後の姿 】

- ・ いじめや不登校、問題行動等により学校生活に適應できない児童・生徒を支援する相談体制が充実しています。

● 健全な児童・生徒の育成

【 5年後の姿 】

- ・ 人権教育を推進することにより、児童・生徒が、友情を育み、弱者をいたわっています。
- ・ 給食を通じて食育の推進を図ることにより、児童・生徒が正しい食習慣の在り方を理解しています。

● 高等教育基盤の整備・充実促進

【 5年後の姿 】

- ・ 地域における高等学校の重要な役割が認知されており、継続した教育活動が展開されています。
- ・ 近隣の大学や短大等との連携が強化されており、高等教育の基盤が充実しています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町次世代育成支援行動計画後期計画

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

第1節 次代を担う人づくりを進める

分野

3 地域教育

目指す状態

地域で子どもを育み、地域の教育力が向上しているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
地域教育の充実に満足している割合	%	—	30.0
・ まちづくりに関する住民意識調査において、「地域や家庭による教育の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
チャレンジ教室への参加者数	人	446	500
・ 吉田町チャレンジ教室に参加した児童(小学校1年生～6年生)の人数			

現状と課題

- ・ 地域の教育力向上のため、各団体、組織のネットワーク化を図るとともに、自然体験、通学合宿などさまざまな地域の特性を生かした体験活動を通して、子どもを豊かに育む取組を行っています。
- ・ 地域の教育力の向上を図るためには、地域の各種団体の連携を促進するコーディネーター(調整役)が必要です。また、子どもたちを健全に育む活動に親の参加が少ないため、親の参加を促し、子どもと親と一緒に活動し、感動を共有できる場を創出する必要があります。
- ・ 家庭での教育力が低下してきていることから、家庭教育学級などを通じて家庭の教育力の向上に向けた支援を進める必要があります。
- ・ 育児不安を一人で抱え込まないよう、仲間づくりや相談しやすい環境づくりを進める必要があります。

施 策

● 学校と家庭と地域の連携

【 5年後の姿 】

- ・ 子どもたちを取り巻く関係団体が情報を共有し、コーディネーターが中心となって、学校・家庭・地域が連携して地域の子どもの育む活動を展開しています。

● 家庭の教育力向上

【 5年後の姿 】

- ・ 子育てやしつけに関する知識、子どもとの接し方などの情報を提供することにより、家庭の教育力が向上しています。

● 相談環境の充実

【 5年後の姿 】

- ・ 気軽に相談できる環境が充実することにより、育児不安を抱える人の悩みが緩和されています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町次世代育成支援行動計画後期計画

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

第1節 次代を担う人づくりを進める

分野

4 青少年健全育成

目指す状態

たくましい精神と健やかな心を持つ健全な青少年の育っているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
青少年健全育成に満足している割合	%	14.3	30.0
笑顔いっぱい運動*スタッフベスト配布枚数	枚	846	1,000

・まちづくりに関する住民意識調査において、「青少年の健全な育成」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

・「吉田町笑顔いっぱい運動」の趣旨に賛同した住民の方に配付した黄色のスタッフベストの枚数(累計)

※青少年の健やかな成長を支援することに賛同してくれた人に「黄色のベスト」を配布し、主に子どもの登下校の時間帯に通学路に立って子どもに声掛けを行ってもらう運動。

現状と課題

- ・全国的には、社会環境の変化の中で、無気力、無関心な子どもの増加など、青少年の心の不安定さが問題になっています。
- ・吉田町笑顔いっぱい運動については、町内の児童・生徒には浸透していますが、大人への周知が十分でないため、引き続き広報する必要があります。
- ・町を挙げた青少年の健全育成活動を行うため、それに携わる人材の育成と体制づくりが必要です。

施 策

● 社会環境の整備

【 5年後の姿 】

- ・ 吉田町笑顔いっぱい運動を更に推進することにより、地域全体で青少年を見守っています。

● 指導者の育成と指導体制の充実

【 5年後の姿 】

- ・ 生涯学習活動を通して、青少年の健全育成活動に積極的に携わる人材が育成されています。
- ・ 家庭・地域・学校・行政が連携することにより、青少年を健全に育成していく体制が整っています。

関連する個別計画

- ・ 吉田町次世代育成支援行動計画後期計画
- ・ 吉田町生涯学習推進大綱

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

第2節 心を豊かにする交流を活発化する

分野

1 多文化共生

目指す状態

異なる文化の人たちが相互に理解しあい、協調して快適に暮らしているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
在留外国人との交流に満足している割合	%	9.1	30.0
・ まちづくりに関する住民意識調査において、「在留外国人との交流」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
日本語教室への参加者数	人	ボランティア 30 受講生 64 (平成21年度)	ボランティア 60 受講生 100
・ ボランティア団体等が開催している日本語教室への参加者数			

現状と課題

- ・ 現代社会は経済を中心としたグローバル化と情報化社会の進展などにより、人・モノ・情報が、国境を越えて自由に移動するようになっていきます。
- ・ 町内在住外国人数が約 1,000 人となり、人口の 3%を占めている現状を踏まえ、多文化共生*計画を策定するとともに、多文化共生の意識を広く浸透させていく必要があります。
- ・ 町内在住外国人が生活しやすい環境を確立するために、外国人住民に向けて各種の情報提供やサービスの充実を図る必要があります。

※国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

施 策

● 多文化共生計画の策定

【 5年後の姿 】

- 多文化共生計画を策定し、それに伴う事業を実施することにより、町内在住の日本人と外国人がともに生活しやすい環境になっています。

● 多文化共生意識の浸透

【 5年後の姿 】

- 多文化共生についての情報を周知することにより、住民が多文化共生意識を持ち、地域と外国人との融和が図られた社会が形成されています。

● 多文化共生に向けた生活基盤整備

【 5年後の姿 】

- 町内在住の外国人向けに防災・医療・福祉などの情報発信を行うことにより、日常生活に必要な情報が得られています。
- 通訳の配置などにより、町内在住の外国人向けの相談体制が確立されています。

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

第2節 心を豊かにする交流を活発化する

分野

2 都市間交流

目指す状態

国内都市や海外都市との交流を通じて、活性化しているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
国内外の都市との交流に満足している割合	%	—	30.0
・ まちづくりに関する住民意識調査において、「国外の都市との交流促進」「国内の都市との交流促進」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
大井川流域交流イベントの参加者数	人	1,200 (平成 21 年度)	2,000
・ 大井川流域の協議会や市町主催により開催されるイベントへの参加者数			

現状と課題

- ・ 大井川流域の市町による自然環境保全を中心とした都市間交流が行われています。一方、それ以外の交流は国内外ともにほとんど行われていません。
- ・ 大井川流域を核とした、広域的な地域連携が必要となっています。
- ・ 富士山静岡空港の開港に伴い、中国や韓国などからの訪問者の増加や住民の訪問機会が増加することから、幅広い分野において交流を推進する必要があります。

施 策

都市間交流の推進

【5年後の姿】

- 富士山静岡空港の活用を軸とした交流を推進することにより、就航先などの都市との交流が進んでいます。
- 都市間交流が活発に行われ、人・モノ・情報が行き来することにより、感性豊かな人材が育っています。

大井川流域の交流促進

【5年後の姿】

- 大井川の流域市町が連携することにより、様々な交流が図られるとともに、上流・下流それぞれが持つ地域資源を生かした取組が行われています。

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

第2節 心を豊かにする交流を活発化する

分野

3 コミュニティ

目指す状態

住民が積極的にコミュニティ活動に参加し、地域活動が自発的に進められているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
コミュニティ活動への支援に満足している割合	%	24.6	35.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「コミュニティ活動への支援の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
自治会への加入率	%	73.9	75.0
・自治会に加入している世帯の割合(自治体加入世帯数/総世帯数)			

現状と課題

- ・地域コミュニティは、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となっています。
- ・地域や住民同士の連帯感が希薄になっているため、住民が自発的、積極的にコミュニティ活動を行えるよう、自治意識を高めていく必要があります。
- ・活発なコミュニティ活動が持続的に行われるためには、コミュニティを支える人材の育成が必要です。
- ・コミュニティづくりの推進を図るための活動に対して、町が積極的に支援していく必要があります。

施 策

● 活発なコミュニティづくり

【 5年後の姿 】

- ・ 隣組を基礎単位とする自治会・町内会組織が充実することにより、住民と行政が一体となった活発なコミュニティ活動が展開されています。

● まちづくりを担う人材の育成

【 5年後の姿 】

- ・ まちづくりを担う人材づくりのための研修などへの参加を促進することにより、活動の指導者となる人材が養成され、自主的なコミュニティ活動が活発に行われています。

● コミュニティ活動の支援

【 5年後の姿 】

- ・ コミュニティ活動拠点の整備を支援することにより、コミュニティが活性化しています。

第3節 心身の健康を保つ活動を推進する

分野

1 生涯学習

目指す状態

住民誰もが、いつでも学習することのできる環境の整っている
生涯学習のまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
生涯学習活動に満足している割合	%	27.8	38.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「生涯学習活動の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
生涯学習教室への参加人数	人	480	500
・町主催の生涯学習教室への参加者数(延べ人数)			

現状と課題

- ・国際化、情報化、高学歴化などの社会環境の変化により、住民の学習ニーズは高まるとともに、多様化しています。
- ・様々な講座の開催やその成果を発表する場の充実が求められています。
- ・老朽化している生涯学習施設については、計画的な維持修繕を行うとともに、建替えを含めた効率的な活用の検討を進める必要があります。
- ・地域の中から生涯学習の指導者となる人材の発掘や育成などを図り、生涯学習環境の充実に努める必要があります。
- ・すべての住民にとって利用しやすい図書館とするため、住民のニーズを的確に把握し、図書館運営に取り入れて行く必要があります。

施 策

生涯学習活動の推進

【5年後の姿】

- ・住民ニーズに合わせた各種講座を開催することにより、生涯学習に取り組む人が増加しています。
- ・学習成果の発表や活用を場を充実することにより、その成果が地域に還元されています。

生涯学習施設の充実

【5年後の姿】

- ・生涯学習施設の充実を図ることにより、住民が快適な環境で生涯学習に取り組んでいます。

指導者の育成と有効活用

【5年後の姿】

- ・生涯学習を通じて、資質を持った地域の人材が指導者として育成されることにより、住民を指導するという循環が形成されています。
- ・生涯学習の指導者が交流することにより、指導者の資質向上が図られています。

図書館の機能向上

【5年後の姿】

- ・住民が生涯学習のために必要とする資料・情報を提供することにより、快適に図書館を利用できる環境となっています。

関連する個別計画

- ・吉田町立図書館基本構想及び基本計画
- ・吉田町生涯学習推進大綱
- ・吉田町次世代育成支援行動計画後期計画

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

第3節 心身の健康を保つ活動を推進する

分野

2 スポーツ・レクリエーション

目指す状態

住民が求めるスポーツをいつでも気軽に楽しめるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
スポーツ・レクリエーション活動への支援に満足している割合	%	23.8	34.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「スポーツ・レクリエーション活動への支援」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
町主催の各種大会への参加人数	人	1,719 (平成 21 年度)	1,900
・町主催及び共催の各種大会へ参加した人数			

現状と課題

- ・スポーツ・レクリエーション活動は、健康の維持増進、住民同士や家族での交流、地域の連帯感の高揚、青少年の健全育成などの効果が期待されています。
- ・町のスポーツ活動の拠点として、利用者が安心して利用できる施設を整備していく必要があります。
- ・各種スポーツ教室の参加者が固定化する傾向にあるため、町全体のスポーツ人口の底辺拡大を進める必要があります。
- ・スポーツを通じて住民が交流する場を充実させるためには、スポーツを推進する各種団体の育成と連携体制の強化を図るなど、スポーツ振興に向けた運営体制の支援と充実が必要です。

施 策

● 町内スポーツ施設の整備

【 5年後の姿 】

- ・ 住民ニーズに沿った施設整備を進めることにより、スポーツ環境の向上が図られています。

● スポーツ活動の振興

【 5年後の姿 】

- ・ 各種大会を開催することにより、町全体のスポーツ人口の底辺拡大と競技レベルの向上が図られ、スポーツ活動への意欲が増進しています。
- ・ 参加しやすいスポーツの普及を図ることにより、住民がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に行っています。

● 組織の育成・強化

【 5年後の姿 】

- ・ 各種団体が連携することにより、スポーツ振興を図るための体制が強化されています。

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

第4節 歴史を継承し魅力ある文化を育む

分野

1 芸術文化・文化財

目指す状態

地域に根ざした芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて、心豊かな暮らしの創造に努めるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
芸術・文化に触れる機会に満足している割合	%	16.7	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「芸術・文化に触れる機会の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
芸能祭・文化展入場者数	人	3,000	3,300
・吉田町芸能祭・文化展に入場した人数			

現状と課題

- ・文化活動全般で、参加者の固定化や若年層の活動離れが懸念されています。
- ・住民が優れた芸術文化を鑑賞する機会を得られるようにする必要があります。
- ・地域に根ざした指導者の養成や、初心者でも参加できる入門講座の充実などにより、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、自主的な活動を支援する必要があります。
- ・歴史的、文化的に価値のある文化財は、後世に受け継ぐとともに、郷土への愛着を深めていくための資料として活用することが重要です。

施 策

● 文化・芸術活動の促進

【 5年後の姿 】

- ・ 芸能祭・文化展などの充実を図ることにより、住民が優れた文化芸術を鑑賞し、自ら文化芸術活動に参加できる環境が整っています。

● 文化団体・指導者の育成

【 5年後の姿 】

- ・ 文化団体の育成・拡充や文化的な活動を促進できる指導者の育成を図ることにより、文化芸術活動が活性化しています。

● 文化財の保護と活用

【 5年後の姿 】

- ・ 文化財の保護と活用についての専門的な知識を有する人材を確保することにより、町内の文化財への理解と愛着を深める学習環境が整っています。

第4章

都市整備

～自然と調和した、人にやさしいまちづくり～



都市整備 ～自然と調和した、人にやさしいまちづくり～

節	分野
1 地域の特性に応じた良好な住環境を実現する	1 土地利用
	2 住環境
2 安全で利便性の高い交通環境をつくる	1 道路交通網
	2 生活交通
3 自然豊かな憩いの場を創出する	1 公園・緑地・水辺

第4章の重点化の方向

【幹線道路の早期形成と調和のとれた土地利用の誘導】

- 新たな交通軸の早期形成を図るとともに、その新たな形成により、町の中心部が空洞化することのない調和のとれた適正な土地利用の誘導を推進します。

第1節

地域の特性に応じた良好な住環境を実現する

分野

1 土地利用

目指す状態

生活環境の調和と多様な機能を備えたまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
適正な土地利用に満足している割合	%	—	30.0
・ まちづくりに関する住民意識調査において、「住居地域・工業地域などの用途に応じた適正な土地利用」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
土地利用承認申請の承認件数	件	14 (平成21年度)	20
・ 吉田町土地利用対策委員会で開発を承認とした件数			

現状と課題

- ・ 本町では、平成19年12月に吉田町第2次国土利用計画、平成21年2月に吉田町都市計画マスタープランを策定して、計画的な土地利用を進めています。
- ・ まちづくりの基盤となる土地利用については、適切な市街地の形成を図る都市的土地利用と良好な農業環境や緑豊かな環境を備えた自然的土地利用が調和した適正な土地利用を進める必要があります。
- ・ 用途指定のない地域では、地域にそぐわない建築や開発が行われることもあり、行政の規制と誘導だけでは限界があります。そのため、住みよいまちは、自分たちでつくるという意識のもと、住民・事業者・行政が協働して、まちづくりを進めていく仕組みづくりが必要です。

施 策

● 地域の実情に即した土地利用の推進

【 5年後の姿 】

- 吉田町都市計画マスタープランを推進することにより、用途に応じた適正な土地利用が進んでいます。

● 住民との協働によるまちづくり

【 5年後の姿 】

- 住環境に関する地域の課題や問題への関心を高めることにより、住民が主体となった協働によるまちづくり活動が行われています。

関連する個別計画

- 吉田町国土利用計画
- 吉田町都市計画マスタープラン
- 吉田町緑のマスタープラン
- 吉田町緑の基本計画

第1節

地域の特性に応じた良好な住環境を実現する

分野

2 住環境

目指す状態

快適で安心して暮らせる住環境が整ったまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
良好な街並みが形成されていると思う割合	%	23.2	34.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「良好な街並みなど心地よい景観の形成がなされている」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
景観講習会の開催回数	回	0	5
・景観に関する講習会を開催した回数			

現状と課題

- ・住宅は、生活していく上で最も基本的かつ重要な要素です。このため、安全で秩序ある宅地開発を誘導していく必要があります。
- ・用途指定のない地域においては、スプロール的(虫食い状態)な宅地開発が行われており、規制と誘導により、良好な住環境の整備をする必要があります。
- ・近年、美しい都市景観への住民ニーズが高まっています。住民と行政が一体となって魅力ある景観を形成をしていくことが求められています。
- ・本町では、組合による土地区画整理事業が推進されていますが、借入金償還や保留地処分などの問題が顕在化し、行政の支援が必要となっています。
- ・町営住宅は、耐用年限を迎える建物が増えているため、計画的な建替えや維持管理に向けた対応が求められています。

施 策

住環境の整備

【 5年後の姿 】

- 土地利用の適正な指導により、開発された土地やその周辺の住民誰にも優しい快適な住環境の確保が図られています。

良好な都市景観の形成

【 5年後の姿 】

- 住民の景観意識が高まることにより、緑豊かな美しい沿道・町並みの創出が図られています。

土地区画整理の促進

【 5年後の姿 】

- 地権者の理解と協力のもと、町は、土地区画整理組合に技術的・財政的な支援を行い、土地区画整理事業により、安全で快適な住環境が確保されるように進めています。

町営住宅の整備

【 5年後の姿 】

- 住宅困窮者に生活の場を提供することにより、安心して安定的な生活を送っています。

関連する個別計画

- 吉田町都市計画マスタープラン
- 吉田町緑のマスタープラン
- 吉田町緑の基本計画
- 吉田町公営住宅ストック総合活用計画

第2節

安全で利便性の高い交通環境をつくる

分野

1 道路交通網

目指す状態

安全で円滑に移動できる道路交通網が整ったまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
身近な生活道路が整備されている と思う割合	%	27.0	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「身近な生活道路が整備されている」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
都市計画道路※の整備率	%	54.3	58.3
・都市計画決定された道路の総延長に対する整備した道路延長の割合			

※都市計画法に基づく「都市計画決定」された道路。市街地を形成し、様々な都市活動を支える根幹的な道路。

現状と課題

- ・車社会の進行により、生活圏が拡大し、地域間の連携が進む中で、安全で利便性の高い交通環境が求められています。特に通勤時などにおける国・県道の慢性化した渋滞に対応するため、都市計画道路の早期整備が必要となっています。
- ・住民生活の安全性や快適性を向上するために、生活道路の改良が求められています。
- ・高齢化が進む中、歩いて暮らせるまちづくりへの関心が高まっていることから、住宅地への車両進入を防ぐ方策や歩道の確保が求められています。
- ・整備済の道路は、沿道の緑や舗装などの適切な維持管理を行う必要があります。
- ・中小河川が多数流れる本町では、安全な通行を確保するためには、橋梁の整備が重要です。

施 策

都市計画道路の整備

【 5年後の姿 】

- 都市計画道路を整備することにより、国道及び県道の渋滞解消や利用者の安全性確保が図られています。

生活道路の整備

【 5年後の姿 】

- 生活道路を整備することにより、住民生活の安全性や快適性の向上が図られています。

道路環境の整備

【 5年後の姿 】

- 歩道などを整備することにより、歩行者などの安全性の向上が図られています。

道路の維持管理

【 5年後の姿 】

- 道路舗装など、適切に維持・管理することにより、利用者の安全確保が図られています。

橋梁の整備と長寿命化

【 5年後の姿 】

- 安心して通行できる橋梁を整備することにより、利用者の安全確保が図られています。

関連する個別計画

- 吉田町都市計画マスタープラン
- 吉田町緑のマスタープラン
- 吉田町緑の基本計画

第2節

安全で利便性の高い交通環境をつくる

分野

2 生活交通

目指す状態

住民の生活を支える公共交通が整ったまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
公共交通機関が充実していると思う割合	%	11.6	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「バスなどの公共交通が充実している」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
路線バスの利用者数	千人	1,225 (平成 21 年度)	1,300
・町内を走行する路線バスの年間利用人員数			

現状と課題

- ・本町では、移動手段として自家用車に依存する割合が高く、公共交通であるバスの利用者は、年々減少しています。
- ・住民の生活交通を確保するため、関係市町と連携をとりながら、バス事業者に対して路線の見直しを要望するとともに、不採算路線などについては支援をしていく必要があります。
- ・バスの利用者の利便性を向上させるため、駐輪場施設などの整備が必要です。
- ・今後、高齢化の進展により、高齢者の移動手段の確保対策が求められ、交通手段の在り方や生活交通の確保について、住民、事業者、行政が協働して検討していく必要があります。

施 策

● バスによる主要都市・主要施設などへのアクセス向上

【 5年後の姿 】

- ・バスによる主要都市・主要施設などへのアクセス本数を確保することにより、利用者が増加しています。

● 生活交通の利便性の充実

【 5年後の姿 】

- ・事業者と行政が連携して、利用者のための駐輪場施設などを整備することにより、公共交通の利便性が高まっています。

● 地域にあった交通の仕組みの検討

【 5年後の姿 】

- ・住民・事業者・行政が協働することにより、地域のニーズにあった交通手段が確保されています。

第3節

自然豊かな憩いの場を創出する

分野

1 公園・緑地・水辺

目指す状態

水と緑と花に囲まれた潤いのあるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
公園や緑地が充実していると思う割合	%	38.1	49.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「公園や緑地が充実している」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
花いっぱい活動団体数	団体	18	20
・花いっぱい活動を実施している団体数			

現状と課題

- ・本町では、「緑のマスタープラン」及び「緑の基本計画」に基づき、計画的な公園・緑地の整備や緑化の普及啓発に努めています。
- ・本町では、住民団体による緑化運動や花いっぱい運動が展開されていますが、潤いある良好な住環境をつくるためには、より多くの住民が参加する仕掛けづくりと更なる緑化の普及啓発を図っていく必要があります。
- ・公園・緑地などの整備計画を策定する際には、住民が積極的に整備計画の立案や整備後の維持管理活動に参加する仕組みづくりが必要です。
- ・町内を流れる中小河川は住民の憩いの場として利用されていますが、住民が愛着を持つために、自ら河川美化活動を実践し、水辺環境を保全していく必要があります。

施策

緑化の推進

【5年後の姿】

- 住民の緑化意識が高まることにより、緑化イベントなどへ積極的に参加しているとともに、街中が緑と花であふれています。

公園・緑地の適正配置と利活用

【5年後の姿】

- 公園・緑地を適正に配置することにより、近隣に居住する住民の利用が高まっています。
- 地域の住民や団体が、身近な公園・緑地に愛着を持つことにより、適切な維持・管理が行われています。

水辺環境の保全・創出

【5年後の姿】

- 住民の河川愛護意識が高まることにより、積極的に河川美化活動へ参加し、潤いある水辺環境と憩いの場が創出されています。

関連する個別計画

- 吉田町緑のマスタープラン
- 吉田町緑の基本計画

第5章

産業振興

～魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり～



産業振興 ～魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり～

節	分野
1 地域産業を育成・支援する	1 農業
	2 漁業
	3 商工業
	4 観光
2 新産業を育成・支援する	1 新産業
	2 企業誘致
3 就業対策を充実する	1 就業対策

第5章の重点化の方向

【地の利を生かした産業振興】

- 豊富な水資源の活用を図るとともに、インターチェンジを生かした企業誘致を進めます。

【既存資源の充実による観光振興】

- 静岡県の計画（空港ティーガーデンシティ構想*）と連携を図りつつ、小山城周辺及び吉田公園を拠点として、大規模イベントが開催できる環境を整えるほか、新たな観光資源を開発します。

※「ふじのくに」の玄関口にふさわしい、魅力あふれる空港の実現を目指す構想。地元等と協働して、空港及び空港周辺の賑わいを創出することにより、空港の利活用の促進を図るもの。

産業振興

～魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり～

第1節 地域産業を育成・支援する

分野

1 農業

目指す状態

特色ある農業の振興が図られ、農業経営が安定・持続しているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
農業の振興に満足している人の割合	%	10.9	30.0
認定農業者の経営体数	件	42	44

・まちづくりに関する住民意識調査において、「農業の振興」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

・農業経営基盤強化促進法*に基づいて、町が認定した農業者などの数

※意欲のある経営感覚に優れた農業者が効率的・安定的な農業経営を実現できるよう支援・育成する仕組みを定めた法律。

現状と課題

- ・農業経営環境が厳しさを増す中、より安定した農業が求められています。
- ・水稻と裏作のレタス、茶を中心とした本町の農業は、より生産性の高い農業や消費者が求める安全・安心・新鮮な農作物の栽培への取組が求められます。
- ・農業者の高齢化が進む中、後継者や新規就農者を育成する必要があります。
- ・農業生産基盤を保全・活用し、意欲ある農業者に集積する必要があります。
- ・農地の多面的な利用により耕作放棄地を解消する必要があります。

施 策

農業経営の安定化促進

【5年後の姿】

- ・環境保全型農業や地産地消の取組を図ることにより、消費者が求める安全・安心で新鮮な農作物が生産・供給され、安定的な農業経営が行われています。

担い手確保対策の推進

【5年後の姿】

- ・認定農業者及び後継者の育成と新規就農者支援を行うことにより、意欲を持って農業を担う人が増えています。

農業生産基盤の保全・活用

【5年後の姿】

- ・農業用施設を整備することにより、優良農地が保全されています。
- ・農地の流動化を図ることにより、担い手への農地の集積化が図られています。

耕作放棄地の解消

【5年後の姿】

- ・意欲ある農業者への農地の集積や市民農園などへの活用を図ることにより、耕作放棄地が少なくなっています。

関連する個別計画

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・吉田町農業振興地域整備計画

第1節 地域産業を育成・支援する

分野

2 漁業

目指す状態

「うなぎ」と「しらす」の産地としてのブランドイメージが形成され、多くの人でにぎわい、漁業の振興が図られているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
漁業の振興に満足している人の割合	%	10.9	30.0
・ まちづくりに関する住民意識調査において、「漁業の振興」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
しらす水揚量	トン	1,000	1,500
・ 吉田漁港の年間しらす水揚量			

現状と課題

- ・ 本町は、恵まれた自然条件から沿岸漁業とうなぎの養殖が発展しましたが、水産資源の減少や漁価の低迷、原油価格の上昇から、厳しい経営環境にあります。
- ・ 首都圏では、従来から「吉田のうなぎ」のブランドイメージが定着していますが、より付加価値を高めた販売方法・販路が求められています。
- ・ 漁港整備が進む中、にぎわい拠点の形成や計画的更新への取組が求められます。
- ・ 漁業経営基盤の強化や近代化によって安定した経営を図る中で、高齢化が進む漁業者の後継者育成を図る必要があります。

施 策

うなぎ・しらすのブランドイメージ・発信力の強化

【 5年後の姿 】

- 吉田のうなぎ、しらすが安定供給され、生産・加工・流通の連携が強化されることにより、付加価値を高めた地域ブランドとして情報発信され、それを求める人でにぎわっています。

漁業基盤の整備推進

【 5年後の姿 】

- 漁港や漁業・水産加工関連施設、集客施設を整備することにより、沿岸漁業・観光漁業の振興が図られるとともに、「つくり育てる漁業」が進んでいます。

漁業経営の近代化促進

【 5年後の姿 】

- 漁業組合の合併に伴う合理化が進むことにより、経営体質が強化されるとともに、意欲ある漁業の担い手が増えています。

産業振興

～魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり～

第1節 地域産業を育成・支援する

分野

3 商工業

目指す状態

地域の商業・ものづくり活動が活発なまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)		目標値(平成27年度)	
商業・工業の振興に満足している割合	%	商業	10.9	商業	30.0
		工業	13.0	工業	30.0

- ・まちづくりに関する住民意識調査において、「商業・サービス業の振興」「工業の振興」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

商品販売額 製造品出荷額	百万円	59,919 270,181 (平成19年)	60,000 300,000
-----------------	-----	------------------------------	-------------------

- ・卸売業・小売業の年間商品販売額
- ・従業者4人以上の事業所の年間製造品出荷額

現状と課題

- ・長引く景気の低迷から本町の事業所数は商業・工業とも減少傾向にあります。
- ・本町及び周辺市町において大規模小売店やコンビニエンスストアの増加が進む中で、既存商店の集客力低下が顕著となっています。
- ・工業では大手企業の進出が進み、その従業者数は増加しており、本町では重要な位置を占めています。
- ・中小の商工業者は、経営環境が厳しい中で、時代の変化に対応した技術革新への対応や経営基盤の強化が求められています。

施 策

● 商業の振興

【 5年後の姿 】

- 情報交換の場や経営相談などの充実により、個々の商店の魅力が高まり、地域の人が気軽に安心して買物できる商店が維持されています。

● 工業の振興

【 5年後の姿 】

- 中小企業は、企業間の連携による新技術の開発や技術の伝承による人材育成が進む中、設備投資などへの支援策により、活発にものづくりを行っています。

第1節 地域産業を育成・支援する

分野

4 観光

目指す状態

多くの人でにぎわい、楽しく過ごせるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
観光の振興に満足している人の割合	%	9.0	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「観光の振興」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
観光交流客数	万人	21	30
・年間の旅館・ホテルなどの宿泊者数と観光施設やイベントなどへの入場者・参加者数の合計			

現状と課題

- ・観光客が全体的に減少している中、観光資源が限られた本町は、周辺市町との連携による取組が求められています。
- ・小山城周辺や吉田公園など、既存の観光資源の魅力を高めながら、富士山静岡空港の利用者が気軽に立ち寄れる観光地として展開していく必要があります。
- ・魅力あるイベントの認知度を高める必要があります。
- ・本町に来訪した人の観光消費を地域内に取り込むことが重要であり、観光産業として取り組む意識の醸成が必要です。

施 策

観光資源の充実と活用

【5年後の姿】

- ・小山城周辺、吉田公園及び吉田漁港などの観光資源を静岡県空港ティーガーデンシティ構想や大規模イベントとネットワーク化させることにより、多くの人が訪れています。

観光PRの推進

【5年後の姿】

- ・風揚げ大会、港まつり花火大会、小山城まつりや新たな魅力あるイベントが効果的な手法でPRされることにより、観光入込客の増加につながっています。

観光関連産業の育成

【5年後の姿】

- ・農業・漁業・商工業などが連携し、魅力ある地場産品が開発され、拠点施設で販売されることにより、関連産業が盛んになり地域が潤っています。

第2節

新産業を育成・支援する

分野

1 新産業

目指す状態

新たな事業や商品・サービスの開発が行われるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
新産業の創出に満足している割合	%	—	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「新たな地域産業の創出」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
起業件数	件	—	5
・商工会在実施する起業相談件数のうち、実際に起業した件数(5年間の累計)			

現状と課題

- ・産業の活性化には、既存産業に加えて、時代のニーズに適合した新しい産業を育成支援していくことが重要です。
- ・本町には、恵まれた大井川の伏流水に代表される地域資源や富士山静岡空港、東名インターチェンジに近接するという立地優位性があり、これを生かした新たな事業展開や商品開発が必要です。
- ・これまで新産業の育成支援は行われてきませんでしたが、今後の活性化のため、地域資源を最大限に活用した内発的な発展を促す取組が必要です。

施 策

起業化支援の推進

【5年後の姿】

- ・関係機関と連携し、起業意欲のある人材の育成や起業への支援を行うことにより、町内で起業する人が増えています。

技術・情報交流の促進

【5年後の姿】

- ・異業種交流に加え、産・学・官の連携を促進することにより、地域の資源や立地の優位性を生かした新商品・サービスが開発されています。

第2節

新産業を育成・支援する

分野

2 企業誘致

目指す状態

新たな企業立地により、勢いのあるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
企業誘致の推進に満足している割合	%	—	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「新たな企業の誘致の推進」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
企業誘致件数	件	—	5
・企業立地され、新たに増加した企業数(5年間の累計)			

現状と課題

- ・町の活性化を維持するためには、町内企業の育成はもとより、町外からの企業を積極的に誘致する必要があります。
- ・本町には、大井川の伏流水や駿河湾の海洋資源などの恵まれた地域資源に加え、富士山静岡空港、東名インターチェンジに近接するという立地優位性があり、こうした地の利を最大限に活用した企業誘致が必要です。

施 策

企業誘致活動の推進

【5年後の姿】

- 関係機関と連携し、効果的なPRときめ細かい企業誘致活動が推進されることにより、新たな企業立地が増えています。

第3節

就業対策を充実する

分野

1 就業対策

目指す状態

労働福祉が充実し、雇用機会が創出された働きやすいまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
働く場や就業の機会に満足している割合	%	13.5	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「働く場所や就業機会の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
榛南地区勤労者共済会の会員数	人	3,000	3,500
・中小企業の事業主と従業員の福利厚生を行っている榛南地区勤労者共済会の会員数(吉田町)			

現状と課題

- ・住民の労働福祉を担う榛南地区勤労者共済会・榛南地区勤労者福祉協議会は、将来の会員減に備え、合併による体質強化を検討しています。
- ・厳しい雇用情勢が続く中、関係機関や企業と協力し、雇用の場や機会を創出していく必要があります。
- ・吉田町勤労者会館は老朽化しているため、建替えも視野に入れた検討を図る必要があります。

施 策

労働福祉の充実

【5年後の姿】

- ・ 勤労者に対する共済給付、福利厚生が安定的に運営されることにより、住民が安心して働いています。

労働環境の充実

【5年後の姿】

- ・ 関係機関が緊密に連携し、情報提供や相談体制が充実することにより、雇用の場や機会が創出され、住民が働きやすい環境で働いています。

第6章

基本計画推進に向けて

～まちづくり計画の推進～



基本計画推進に向けて ～まちづくり計画の推進～

節	項	分野
1 自律型行財政運営に基づくまちづくり	1 効率的な行財政運営を推進する	1 行財政
2 住民との協働によるまちづくり	1 住民に開かれた行政を推進する	1 高度情報化
		2 情報公開
		3 広報・広聴
	2 一人ひとりが高い意識を持つ	1 住民参画
	3 ともに生きる地域を実現する	1 男女共同参画・人権尊重
		2 ユニバーサルデザイン

第6章の重点化の方向

【住民に信頼される行政運営】

- 行政の透明性・利便性を確保するとともに、恣意的な行政運営ができないような仕組みを確立します。

【住民参画を基調としたまちづくり】

- これまでの行政主導のまちづくりから、住民目線のまちづくりへの転換を図ります。

基本計画推進に向けて ～まちづくり計画の推進～

第1節 自律型行財政運営に基づくまちづくり

第1項 効率的な行財政運営を推進する

分野

1 行財政

目指す状態

恒常的に、自主的・主体的な行財政構造改革を推進するまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
財政の健全な運営に満足している割合	%	25.9	36.0
・ まちづくりに関する住民意識調査において、「町の財政の健全な運営」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
普通会計における地方債現在高	千円	8,700,000	7,300,000
・ 吉田町普通会計における地方債現在高の状況			

現状と課題

- ・ 事務事業の効率化を図るため、事業の優先順位とバランスなどを考慮し、限られた財源の中で効率的・重点的配分を行う必要があります。
- ・ 行政サービスの提供に当たり、適正で確実な事務処理を行うとともに、真に必要なもの、住民が望むものを把握し、最適な方法・体制で行政サービスを提供する必要があります。
- ・ 住民ニーズや時代の変化に柔軟に対応できる行財政システムづくりを更に進め、これらを通して職員の意識改革・資質向上を図ることが重要です。
- ・ 地方分権などの社会環境の変化と増大する行政需要に的確に对应していくため、財源確保と長期的な視野に基づいた計画的な財政運営が求められています。

施 策

事務事業の合理化

【 5年後の姿 】

- PDCAサイクル*に基づいた不断の点検を行うことにより、効率的・効果的な行財政構造改革が推進されています。
- 行政事務を適正で確実に処理することにより、透明性・公平性が保たれています。

※計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善する方法。

健全な財政の推進

【 5年後の姿 】

- 町税の確保や遊休資産の貸付・売却などにより、歳入確保が図られています。
- 後年度負担抑止の観点を重視することにより、効果的な歳出が行われています。

組織の見直しと定数管理などの適正化

【 5年後の姿 】

- 簡素で効率的な組織を形成することにより、行政課題の変化に対応しています。
- 職員の適正な人事配置により、公務能率が高まっています。

人材育成の促進

【 5年後の姿 】

- 長期的・総合的な視点に立った研修や勤務評定が実施されることにより、町職員として求められる能力が向上しています。

関連する個別計画

- 吉田町人材育成基本方針
- 吉田町行政改革大綱
- 吉田町行政改革プラン

基本計画推進に向けて ～まちづくり計画の推進～

第2節 住民との協働によるまちづくり

第1項 住民に開かれた行政を推進する

分野

1 高度情報化

目指す状態

誰もが簡単に情報を得ることのできる情報通信技術が充実したまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
高度情報化の推進に満足している割合	%	—	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「電子申請システムの充実などの高度情報化の推進」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
行政手続きなどに係るオンライン利用件数	件	2,734	5,000
・町の実施している電子申請・届出サービスにより、各種申請・手続が行われた件数(累計)			

現状と課題

- ・高度情報化を推進していくためには、住民誰もが情報通信機器が使える環境を整えなければなりません。
- ・庁内ネットワークを活用し、事務の効率化と住民の利便性向上が図れるよう、有効な利用方法を検討する必要があります。
- ・高度情報化社会に対応できる職員の人材育成が必要です。

施 策

新しい情報通信技術の活用

【 5年後の姿 】

- 電子申請システムを充実することにより、インターネットによる様々な行政手続が行える体制が整えられています。
- 高度情報化施策の積極的な推進により、事務の効率化が図られています。

情報化を担う人材の育成

【 5年後の姿 】

- 高度情報化を担う人材の育成に努めることにより、職員の情報通信技術に関する知識が向上しています。

関連する個別計画

- 吉田町行政改革大綱
- 吉田町行政改革プラン

基本計画推進に向けて ～まちづくり計画の推進～

第2節 住民との協働によるまちづくり

第1項 住民に開かれた行政を推進する

分野

2 情報公開

目指す状態

住民ニーズに合った適切な情報公開と適正な個人情報の管理が行われているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
行政の透明性の向上に満足している割合	%	33.2	44.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「情報公開などによる行政の透明性の向上」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
個人情報の流出・紛失事故件数	件	0	0
・町の保有している個人情報が流出・紛失した事故の発生件数			

現状と課題

- ・「吉田町情報公開条例」により住民の知る権利を確保するとともに、個人を特定できる情報の管理体制の強化が求められていることから、「吉田町個人情報保護条例」によりプライバシーの保護に努めています。
- ・公開する行政情報の拡充とともに、住民への分かりやすい情報提供が必要です。一方、個人情報保護やプライバシーの保護も必要です。
- ・災害や事故から電子情報や情報処理システムを保護できる管理体制と安全対策の更なる充実に努める必要があります。

施 策

適切な情報公開

【5年後の姿】

- 公開する行政情報の拡充や情報提供手段を多様化することにより、町政に関心を抱く住民の要求が満たされています。
- 「吉田町個人情報保護条例」の適正な執行を行うことにより、個人情報などの非開示情報が保護されています。

情報管理体制の強化

【5年後の姿】

- 電子情報や情報処理システムの管理体制を強化することにより、安定的に運営される環境が整っています。

関連する個別計画

- 吉田町行政改革大綱
- 吉田町行政改革プラン

基本計画推進に向けて ～まちづくり計画の推進～

第2節 住民との協働によるまちづくり

第1項 住民に開かれた行政を推進する

分野

3 広報・広聴

目指す状態

住民のニーズに沿った多様な手段による情報提供と情報交流を通じて、広報・広聴活動の充実したまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
広聴機会の充実に満足している割合	%	22.8	25.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「住民の声を聞く機会の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
ホームページへのアクセス件数	件	82,000	100,000
・吉田町ホームページにアクセスのあった件数			

現状と課題

- ・広報活動は住民の町政への関心を高め、広聴活動は協働によるまちづくりを進める上で重要な役割を担っています。
- ・ユニバーサルデザイン*に配慮した町のホームページを作成し、住民に常に新しい情報を提供する必要があります。
- ・広報よしだを中心とした各種情報誌による分かりやすい情報提供とともに、住民ニーズに合った内容の提供を進める必要があります。
- ・広報・広聴活動を一層充実・強化することで、住民と行政がよりよい信頼関係をつくり出し、行政や地域の情報を適正に共有する必要があります。

※年齢、性別、障害の有無などに関係なく、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した施設、製品、環境等をつくり上げていこうとする考え方。

施 策

● ホームページの充実

【 5年後の姿 】

- ・ユニバーサルデザインを考慮することにより、誰もが分かりやすく利用しやすいホームページが作成されています。
- ・情報を常に更新することにより、防災情報などのリアルタイムな情報が提供されています。

● 広報紙・情報誌の充実

【 5年後の姿 】

- ・広報紙や情報誌を充実することにより、住民の「求める情報」「必要な情報」「関心を示す情報」が確実に伝えられています。

● 広聴活動の充実

【 5年後の姿 】

- ・質の高い広聴活動を展開することにより、住民と行政との対話を通じた施策が構築されています。

関連する個別計画

- ・吉田町行政改革大綱
- ・吉田町行政改革プラン

基本計画推進に向けて ～まちづくり計画の推進～

第2節 住民との協働によるまちづくり

第2項 一人ひとりが高い意識を持つ

分野

1 住民参画

目指す状態

住民・事業者・行政の協働により住民参画型のまちづくりが推進されているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
現在、地元の行事に参加している割合	%	36.8	47.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「地元の行事(まつり、運動会等)」を「現在行っているし、今後も続けたい」と回答した住民の方の割合			
NPO法人 ^{※1} の数	団体	4	6
・町内に主たる事務所の所在地を有する特定非営利活動法人(NPO法人)の団体数			

※1 社会的使命の追求を目的とし、自発的に社会的な活動を継続して行う団体のこと。

現状と課題

- ・日々多様化する行政へのニーズに即したまちづくりを進めるため、住民と行政との有効な協働体制の構築が求められています。
- ・各施策の推進には、住民の主体的な参加により得られた意見を施策に反映させるとともに、住民参画機会の拡充と支援に努めていく必要があります。
- ・現在活動をしているNPO法人やボランティア団体に対し、継続して活動を展開していくための団体支援・育成を行う必要があります。

施 策

● 住民の参画機会の充実

【 5年後の姿 】

- 住民と行政が協働することにより、住民の意向をくんだ住みやすいまちづくりが行われています。
- ワークショップ^{※2}や懇談会などの住民や事業者の声を聞く機会を充実することにより、住民の声が施策に反映される仕組みとなっています。

※2 多様な立場の人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法。

● NPO法人やボランティア団体の育成

【 5年後の姿 】

- NPO法人の設立支援やボランティア団体の活動支援を行うことにより、様々なボランティア活動が行われています。
- ボランティアコーディネーターの行うボランティア教育・学習により、ボランティア活動の核となる人材が地域に育成されています。

関連する個別計画

- 吉田町行政改革大綱
- 吉田町行政改革プラン

基本計画推進に向けて ～まちづくり計画の推進～

第2節 住民との協働によるまちづくり

第3項 ともに生きる地域を実現する

分野

1 男女共同参画・人権尊重

目指す状態

住民一人ひとりがともにいきいきと暮らせるまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
男女共同参画社会の推進に満足している割合	%	16.2	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「男女共同参画社会の推進」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
男女共同参画宣言事業所の数	件	10	20
・静岡県に男女共同参画宣言事業所として届出をした町内に所在する事業所・団体の数(累計)			

現状と課題

- ・住民一人ひとりがお互いを尊重し、ともに支えあい、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会と差別のない社会の形成が求められています。
- ・学校・職場・家庭・地域や政策・方針決定などのあらゆる分野で、男女が社会の対等なパートナーとして参画していく必要があります。
- ・差別のない社会の実現を目指すため、人権啓発活動を充実させる必要があります。

施 策

● 男女共同参画意識の確立

【 5年後の姿 】

- 吉田町男女共同参画プランに沿った施策を行うことにより、住民の男女共同参画社会についての意識が高まっています。

● 差別のない社会の実現

【 5年後の姿 】

- 人権啓発活動を充実することにより、住民一人ひとりがお互いを尊重し合って、差別のない社会となっています。

関連する個別計画

- 吉田町男女共同参画プラン
- 吉田町地域福祉計画

基本計画推進に向けて ～まちづくり計画の推進～

第2節 住民との協働によるまちづくり

第3項 とともに生きる地域を実現する

分野

2 ユニバーサルデザイン

目指す状態

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが暮らしやすいまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
ユニバーサルデザインの充実に満足している割合	%	—	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「ユニバーサルデザインの充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
広報紙などによるユニバーサルデザインの啓発回数	件	10	20
・広報よしだなどの広報紙・情報誌により住民向けにユニバーサルデザインの普及・啓発を図るための情報を掲載した回数			

現状と課題

- ・これからのまちづくりには、高齢者や障害者(児)だけでなく、誰もが移動・外出しやすい「人にやさしいまちづくり」という普遍的な視点が求められています。
- ・公的施設だけでなく、民間施設においてもユニバーサルデザインの考え方に基づく整備がなされるよう指導、助言していく必要があります。

施 策

ユニバーサルデザインの普及

【 5年後の姿 】

- 広報紙などを通じた啓発を行うことにより、ユニバーサルデザインの考え方が普及しています。

ユニバーサルデザインのまちづくり

【 5年後の姿 】

- ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の設計、施工により、誰もが利用しやすい施設になっています。
- 民間への指導・助言により、民間施設のユニバーサルデザイン化に向けた意識が啓発されています。

資料編

吉田町地域づくり推進委員会設置要綱

(平成3年吉田町要綱第7号)

(設置)

第1条 まちづくりの計画的かつ効果的な推進を図るため、吉田町地域づくり推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 吉田町総合計画の策定
- (2) 国土利用計画吉田町計画の策定
- (3) 町内各地区の地域づくり推進計画の策定
- (4) その他地域づくりの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

副町長 総務課長 企画課長 税務課長 町民課長 社会福祉課長 健康づくり課長 高齢者支援課長 産業課長
都市建設課長 下水道課長 水道課長 会計課長 議会事務局長 教育委員会事務局長
吉田町牧之原市広域施設組合事務局長 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部消防長
吉田町牧之原市広域施設組合教育委員会事務局長

2 委員会の委員長は、副町長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長には、委員長が当たる。

(部会)

第5条 委員会に、具体的事項を調査検討するための部会を置く。

2 部会の構成は、そのつと別に定める。

3 部会の座長は、企画課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年6月10日から施行する。

附 則(平成9年12月25日要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日要綱第1号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日要綱第5号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日要綱第11号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月30日要綱第14号)

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日要綱第3号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月11日要綱第20号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日要綱第16号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

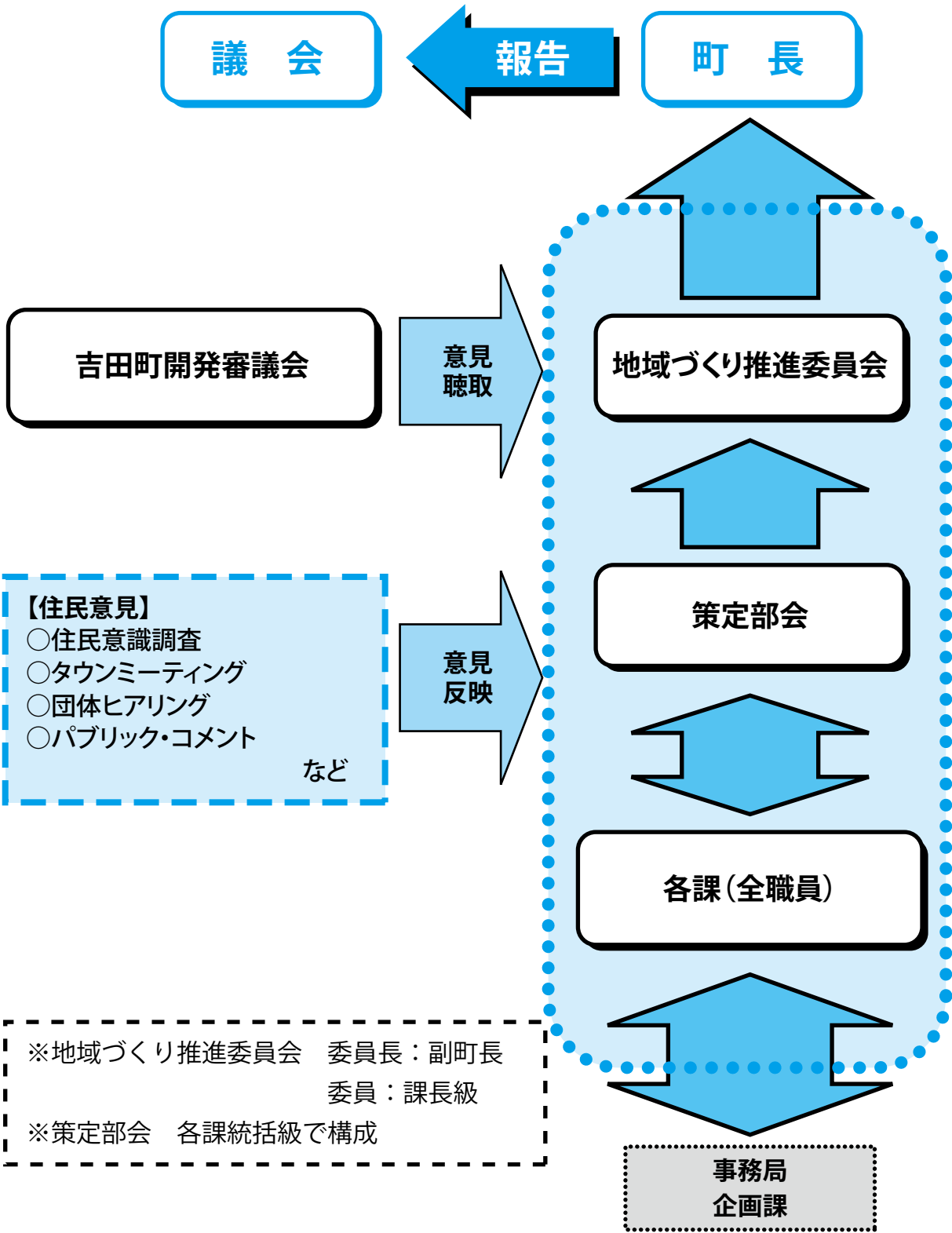
附 則(平成19年4月1日要綱第21号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日要綱第16号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

吉田町総合計画後期基本計画策定体制



吉田町総合計画後期基本計画策定の経過

平成22年	7月14日	第4次吉田町地域づくり推進委員会(第1回) 第4次吉田町総合計画後期基本計画策定部会(第1回) ・後期基本計画策定方針及び策定スケジュール等について
	7月22日	平成22年まちづくりに関する住民意識調査 ・調査票の発送(対象:満20歳以上の男女3,000人)
	8月2日	平成22年まちづくりに関する住民意識調査 ・調査票の回収(有効回収数1,215票 有効回収率40.5%)
	9月13日 ～9月16日	第4次吉田町総合計画後期基本計画 まちづくりタウンミーティング ・まちづくり住民意識調査結果及び後期基本計画の方向性等について ・町内4か所(片岡区、北区、川尻区、住吉区)で実施
	9月24日 ～10月1日	第4次吉田町総合計画後期基本計画策定部会ヒアリング ・前期基本計画の評価について ・後期基本計画の策定について
	10月1日	第4次吉田町地域づくり推進委員会(第2回) ・後期基本計画の方向性等について
	10月29日	第4次吉田町地域づくり推進委員会(第3回) 第4次吉田町総合計画後期基本計画策定部会(第2回) ・後期基本計画施策体系(案)等について
	12月3日 ～12月9日	第4次吉田町総合計画後期基本計画団体ヒアリング ・NPO法人しずかちゃん、PTA連絡協議会、身体障害者福祉会、 精神保健福祉会、手をつなぐ会育成会、吉田町商工会、女性団体連絡協議会
	12月24日	第4次吉田町地域づくり推進委員会(第4回) ・後期基本計画素案等について
平成23年	1月7日	平成22年度吉田町開発審議会 ・後期基本計画原案等について
	1月12日 ～1月19日	第4次吉田町総合計画後期基本計画パブリック・コメント ・第4次吉田町総合計画後期基本計画の原案に対する意見及び提案の募集 ・結果:意見数4件
	1月25日	第4次吉田町地域づくり推進委員会(第5回) ・後期基本計画原案等について
	2月14日	第4次吉田町総合計画後期基本計画決定

第 4 次吉田町総合計画後期基本計画

発 行 日 平成 23 年 3 月

発 行 吉田町

企画・編集 吉田町企画課

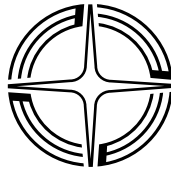
〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

TEL 0548-33-2135

FAX 0548-32-6121

ホームページ <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp>

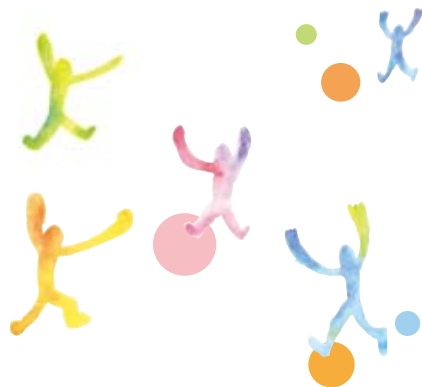
印 刷 松本印刷株式会社



吉 田 町 民 憲 章

わたくしたちは、美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 1 水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町をつくります。
- 1 心と体をきたえ、健康で安心して暮らせる町をつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、活気あふれる町をつくります。
- 1 互いに学びあい、教養を深め、高い文化の町をつくります。
- 1 思いやりをもち、あたたかい心のかよう町をつくります。



第4次吉田町総合計画 後期基本計画

静岡県吉田町

● 問合せ先 企画課◎企画調整部門 電話 0548-33-2135